

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年2月17日（令和5年（行情）諮問第211号）

答申日：令和6年9月6日（令和6年度（行情）答申第344号）

事件名：特定法人と締結した新型コロナウイルスワクチンの供給に関わる契約書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定法人Aと締結した新型コロナウイルスワクチンの供給に関わる契約書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月23日付け厚生労働省発健0923第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。（添付資料略）

##### （1）審査請求書

厚生労働省から不開示の処分を受けた。理由は①個別の企業（特定法人A）の利益・地位を公にすることにより害する、②厚生労働省の事務にかかる行為で、今後の交渉にかかる事務に関し、厚生労働省の交渉当事者としての地位を害する恐れがあるという二点で、法第5条2号イ及び6号ロに該当するため、である。

しかしながら、10月22日厚生労働省分科会の副反応報告（製造販売業者からの副反応報告）の特定法人Aの重篤症例は因果関係が定かでないものまで含めると14,208件ある。これはメーカーの基準で重篤症例に分類されたものであり、国民の生命の危険を表すものである。そしてワクチン接種後の死亡は因果関係は定かでないものを含めると1,268件報告されている。

一方コロナ死亡者数はNHKの発表によると11月8日時点で、18,312人であり、若年層の死者は少ないのが現状である。

健康な若者がワクチンを接種して生活に支障が出る割合は、実際には

コロナに感染して重篤化するよりリスクが高いのが現状である。

厚生労働省は、ワクチンの因果関係の調査もほとんど進めないで、ワクチン接種者の有害事象を手つかずにほったらかしているのが現状である。

なぜか。それは、特定法人Aとの契約が大きくかかわっていないとは言えないのではないか。それを確かめるためには情報開示が必要である。

厚労省が、特定法人Aとの契約に縛られていることが、国民へのワクチンの危険性の周知が進まず因果関係の判定が進まない一因になっているとするなら、その契約によって日本国国民が日本国憲法13条の幸福追求権、生命への権利を、国家と特定法人Aによって侵害されているということになり、この契約は日本国が関わっている以上国民に対する侵害で憲法違反になる。

特定法人Aのワクチンが日本国民の健康に多大な被害をもたらしているということは、ワクチンによる疑いのある重篤者数、死者数から見ても明らかである。

たとえコロナの死者があるとしても、これらの健康被害に対して何らかの調査はされねばならないだろう。その前提として、まずは特定法人Aとの契約を開示しなければならない。

治験中のワクチンを使っているのであるから、日本国の厚生労働省はニュルンベルク綱領に従わなければならない。

ニュルンベルク綱領第一条は

「1. 被験者の自発的な同意が絶対に必要である。

このことは、被験者が、同意を与える法的な能力を持つべきこと、圧力や詐欺、欺瞞、脅迫、陰謀、その他の隠された強制や威圧による干渉を少しも受けることなく、自由な選択権を行使することのできる状況に置かれるべきこと、よく理解し納得した上で意思決定を行えるように、関係する内容について十分な知識と理解力を有するべきことを意味している。後者の要件を満たすためには、被験者から肯定的な意思決定を受ける前に、実験の性質、期間、目的、実施の方法と手段、起こっても不思議ではないあらゆる不都合と危険性、実験に参加することによって生ずる可能性のある健康や人格への影習を、被験者に知らせる必要がある。

同意の質を保証する義務と責任は、実験を発案したり、指揮したり、従事したりする各々の個人にある。それは、免れて他人任せにはできない個人的な義務であり責任である。」と定めている。日本国と特定法人Aの契約は、その内容によっては、個人の意思決定に影響を与えるものを含んでいる。したがって、これを開示しないことは、治験中のワクチンを接種した国民に対する人道に対する罪に該当することになる。

以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

## (2) 意見書1

第一部で基本的な事実と法律の主張をした後、第二部で諮問庁の理由説明書に対して具体的な反論を試みる。

### 第一部 基本的な事実と法的な主張

#### ア 特定法人Aワクチンによる多数の死者・重篤報告と厚労大臣の薬機法75条の3の裁量

スモンのキノホルム、サリドマイドともにいまだに人への作用は完全に解明されていない。

審査請求人が開示した厚労省からワクチン担当大臣への副反応情報開示において、「因果関係が認められたものがない」というのが「接種の継続をお諮りしたく」という報告の主な根拠である。客観的かつ明確に多数の死者が発生していることは明らかであり、審査請求人はスモン訴訟判決から厚労大臣の権限の不行使は違法であると結論づける。

すでに、特定法人Aコロナワクチンについて3月10日の厚労省副反応分科会で死亡報告1,782人、重篤報告22,453人、小児死亡報告3人、重篤報告小児176人、乳幼児重篤9人が報告されている。

スモン訴訟福岡地判昭和53・11・14は「国民の生命・健康の保全という崇高な目的を達成すべき被告国の薬務行政において、医薬品の安全性が疑わしくなり、欠陥医薬品ではないかと思わせる情報がある時、そこに自由裁量が入り込む余地はないのであって、あるのはいかにして医薬品の安全性を確保するかでしかない。」として、国民の生命が薬剤により危険にさらされたときは、自由裁量が入り込む余地はなく権限不行使の不作为による違法としている。スモン訴訟東京地判昭和53年8月3日において「行政庁が薬事審査のための法の明文上規定され、もしくは法の趣旨・目的に従って行政庁自ら定めた重要な審査手続きを履行せず、または所定の審査規定によれば当然に承認すべからざるものを承認する等審査手続きの適用・判断を誤り、その他、法の趣旨・目的に著しく反する判断をした場合においては、かかる処分上の瑕疵は、相手方（申請業者）のみならず、一般に承認手続きの結果を受忍せざるを得ない立場にある第三者（不特定多数の国民）に対する関係においても、当該処分を違法ならしめるものと言わなければならない。」として、承認の取消しの不行使は「作為義務違反により違法となる」（東京地判昭和53年8月3日）としていることから死者・重篤者が多数発生している明確に危険なワクチンに対

して薬機法上の特例承認取消しの措置を取らなかった厚労大臣には承認取消しの作為義務違反の違法がある。

3月10日の厚労省副反応審議会では因果関係が否定できない $\alpha$ 評価が一件発生している。キノホルム、サリドマイドともにいまだに人への作用は完全に解明されていないことから、因果関係の確定が速やかに進むことは考えづらい。客観的な被害の拡大が現に起きていて将来においても起きる可能性が高いのであり、被害の拡大の客観的予見性を備えていることから厚労大臣にはすでに予見可能性があり、注意義務違反が発生している。薬機法75条の3特例承認取消しの「保健衛生上の危害の発生若しくは拡大を防止するため必要があると認めるとき」とは薬機法第69条の3緊急命令の「保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとき」同じ要件であり、緊急命令の規定がスモン薬害などにおける薬害被害の教訓から生まれたものであるのでこの「保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとき」とは明確な因果関係の解明とは別に、医薬品による国民の生命の危険に対して緊急に為すべき措置を規定した規定であるのであり、特例承認取消しも因果関係の解明とは別の判断で国民の生命の危険が起きていると認識される状況において厚労大臣が権限を行使しなければ承認の取消しの不行使は「作為義務違反により違法となる」（東京地判昭和53年8月3日）。この特例承認取消し不行使の違法により、本来は取り消されるはずであるワクチンに対する本件供給契約は情報公開法5条2号イの法人の正当な利益が否定され、さらに取り消されるべきもの取り消されないでいることにより5条2号ただし書の国民の生命の危険にも該当し、5条6号の適正な業務の該当性も否定される。

さらに、特定医薬品B特定回分廃棄、特定医薬品C特定回分のキャンセルされている。「コロナワクチン、少なくとも7783万回分廃棄2000億円超か」（特定自治体は「副反応を警戒した打ち控えが影響した可能性がある」と記事では書かれている）などの報道もされ、コロナワクチンの全体の需要が低下しているということであり、諮問庁が述べるような供給の必要のために秘密契約において多数の死者重篤者を出している国民の生命を犠牲にする契約を開示しないという判断は妥当でない。

スモン被害者の特定A氏は「私は、ここで副作用そのことよりも、副作用以前の大量製造、大量販売について問題があろうかと。ただ売って売って売りまくりさえすればどうなっても構わないという、そういう姿勢ではだめである、薬の副作用そのものよりも、その以前の問題を私どもは議論をしていただきたい。この制度をぜひとも改革して

いくためには、少なくとも薬事法にその精神を入れていただきたい、かように思います。」として、「大量製造、大量販売について問題があるかと。ただ売って売って売りまくりさえすればどうなっても構わない」ということの結果が薬害になった原因の一つだとしている。（第87回国会 参議院 社会労働委員会 第11号 昭和54年6月7日）

過度の廃棄を生む契約は、多数の死者・重篤報告がすでにmRNAコロナワクチンで生じていることを考えれば、国民の生命の危険を増し（情報公開法5条2号ただし書に該当）、契約自体が過度の供給で国民の生命の危険を増す（5条6号の適正な業務に該当しない）ことになる。

本件供給契約は開示されなければならない。

イ 本件開示請求における理由付記における違法

（ア）5条2号ただし書の不開示決定通知への理由不記載は違法であり  
本件不開示決定は取り消されなければならない

不利益処分には行政手続法14条により、理由が付されなければならない。

この理由の記載に関して、

（最高裁平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）

「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」という判決がある。

本件においては理由は、

「厚生労働省と個別の企業との契約した内容の詳細が記録されており、公にすることにより、当該法人等の地位その他の正当な利益を害する恐れがあるもの、また、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の交渉に係る事務に関し、厚生労働省の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり、法第5条2号イ及び第6号ロに該当するた

め、不開示とした。」

とされている。

審査請求人はこの理由は上記判決に照らして、理由の記載が処分  
の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出た  
ものという要件を満たしていないと主張する。上記判例は不利益処  
分についてであるが、申請においても理由の付記が定められており  
(行政手続法8条)、「理由の記載が処分の理由を名宛人に知らせて  
不服の申立てに便宜を与える趣旨に出た」のであるから申請にお  
いても理由記載の違法は処分の取消し事由になる。

「名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利  
益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその  
恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申  
立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される」という判決によれ  
ば、審査請求人の不服申立てに便宜を与えるために、行政の判断の  
慎重性と合理性を示す必要がある。

本件不開示決定処分には、5条2号イの判断の記載があるが、こ  
れだけでは不十分である。仮に5条2号イに該当するにしても5条  
二号但し書きの「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護す  
るため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」にお  
ける生命の危険などに該当するという結論になれば、開示決定され  
ねばならないから、5条2号イまでの判断で不開示決定にしている  
本件文書不開示決定は、「行政庁の判断の慎重と合理性を担保」と  
いう観点からは、5条2号ただし書の判断が記載されていない事  
により不十分な理由記載で違法となる。

国民の生命に関わる規定であり、情報公開8原則に従い最も尊重  
されねばならない条項であり、不記載であることは違法である。

さらに(最一小判平成4年12月10日)の判決によれば、理由  
の記載は情報開示請求にも適用される。

「これを本件についてみるに、被上告人によって前示のとおり特  
定された本件文書の種類、性質等を考慮しても、本件付記理由によ  
っては、いかなる根拠により同号所定の非開示事由のどれに該当す  
るとして本件非開示決定がされたのかを、被上告人において知るこ  
とができないものといわざるを得ない。そうであるとすれば、単に  
「東京都公文書の開示等に関する条例第九条第八号に該当」と付記  
されたにすぎない本件非開示決定の通知書は、本条例七条四項の定  
める理由付記の要件を欠くものというほかはない」とし、理由の付  
記が不十分である場合は違法であるとしている。

本件においては被告は上記審査基準に基づくものとしながら、不

開示決定処分理由欄に5条2号ただし書の理由を付記していない。5条2号イの理由に該当するとは書かれているが、5条2号イに該当するにしても5条2号ただし書の規定に該当することにより開示となるのであり、5条2号ただし書に該当しないことの記載がないことは被告が審査請求人の原処分の審査の際に5条2号ただし書の審査をしなかったことにもなり違法である。（詳解情報公開法 P. 101は「理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を明確に認識しうるものがあることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示すことになると考えられる」）

審査をしたとしても、理由に付記しなかったことにより、原処分には理由付記の違法があり取り消されなければならない。

厚労省の審査基準によれば5条2号ただし書は「本号のただし書は、法第5条第1号ただし書口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益とこれを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。」とされており、因果関係が確認していなくても人の生命に危害が発生し、これからも発生する蓋然性が高い場合は生命の保護のために開示しなければならない。本件は厚労省が発表しているワクチンの死者・重篤者が多数に上ることにより現在および将来の生命の危険が高く、本件契約書を開示しなければならない。

(イ) 特定B教授の厚労省への契約書開示における理由の記載にない5条6号イの記載が本件供給契約にあることにおける理由記載についての平等原則違反による違憲と違法

特定大学Aの特定B名誉教授らが新型コロナワクチンの購入契約書や有害事象の全てのデータを開示するよう求めたことについて、厚生労働省から回答があったことが、ニュースで報道された。

ニュース映像でわかる請求の範囲は「新型コロナワクチン購入契約書、厚生労働省が契約した特定法人A、特定法人B、特定法人C（特定医薬品C）、特定法人Dとの新型コロナワクチン購入（もし

くは供給に係る) 契約の開示をお願いいたします。」であり、本件訴訟における特定法人A供給契約も開示対象に入っている。

厚生労働省は特定B教授の開示請求に対し、「法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため不開示とした。」とされている。

この情報開示請求は本件訴訟の審査請求人の開示対象と同じ特定法人Aの供給契約書を含むが不開示理由が審査請求人の理由と異なっている。

本件不開示決定通知においては審査請求人に示された不開示決定通知の理由は「厚生労働省と個別の企業との契約した内容の詳細が記録されており、公にすることにより、当該法人等の地位その他の正当な利益を害する恐れがあるもの、また、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の交渉に係る事務に関し、厚生労働省の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり、法第5条2号イ及び第6号ロに該当するため、不開示とした。」である。

特定B教授の情報開示が複数の製薬会社を範囲にしているとはいえ、諮問庁が示した「機密扱いのものの開示により契約の破棄と供給停止」における5条6号ロ該当性の「おそれ」主張は複数の製薬会社の契約書を同時に開示したとしても主張として成立するものである。

諮問庁のこの主張は情報公開法5条2号ロの機密の保護を5条6号で主張しているのが妥当ではない。5条6号は契約上の秘密条項とかかわりなく、「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」と「諮問庁の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるか判断する条文であり、秘密契約も、上記二点の観点から5条6号ロに該当しなければ開示しなければならない。

諮問庁は審査請求人の本件供給契約不開示について、5条6号ロを不開示通知書の理由として記載したが、後の特定B教授の情報開示決定に係る不開示決定通知について5条6号ロの記載をしなかったことは、5条6号ロは間違った理由の記載であり、「機密扱いのものの開示により契約の破棄と供給停止のおそれがある」とした諮問庁の主張はただの杞憂であり、撤回されたということである。本件審査請求においても5条6号ロの本件不開示決定における主張は撤回されるべきであり、本件不開示決定通知の理由記載は取り消されなければならない。

そして、理由の記載に違法があることは（最一小判平成4年12

月10日)の判決により取り消すべき違法になる。

「これを本件についてみるに、被上告人によって前示のとおり特定された本件文書の種類、性質等を考慮しても、本件付記理由によっては、いかなる根拠により同号所定の非開示事由のどれに該当するとして本件非開示決定がされたのかを、被上告人において知ることができないものといわざるを得ない。そうであるとすれば、単に「東京都公文書の開示等に関する条例第九条第八号に該当」と付記されたにすぎない本件非開示決定の通知書は、本条例七条四項の定める理由付記の要件を欠くものというほかはない」とし、理由の付記が不十分である場合は違法であるとしている。

情報公開法「9条2項 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」とされ、さらに詳解情報公開法P. 101は「理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を明確に認識しうるものがあることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示すことになると考えられる」とされている。

行政手続法8条「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」とされている。

5条2号、5条6号については処分庁の判断が客観的指標により明確に定められている場合に当たらないのであり、理由記載は不服申立ての利益のため具体的に書かなければならない。（（最高裁平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）「不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。」

特定B教授の不開示決定通知において5条6号ロを不開示の理由として記載し主張しないことは、特定B教授と審査請求人の間で差別的待遇をしているのであり、憲法14条の法の下に反し、「法令そのものは合憲でも、その執行者が人権を侵害するような形で解釈適用した場合に、その解釈適用行為が違憲である」（芦部P. 400）に該当し、諮問庁の審査請求人に対する不開示決定は、理由を審査請求人だけ5条6号ロを過度に増やしたことにより違憲かつ違法であり、本件不開示決定は取り消されなければならない。

ウ 本件供給契約開示において5条2号ただし書の判断で、厚労省発表の特定法人Aワクチンによる死者・重篤者を5条2号ただし書の「保護される人の生命、健康等の利益とこれを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量考慮」する事情にいれないことは必要な事情を考慮しないことにより、厚労省の裁量逸脱・濫用による違法である。ゆえに本件不開示決定は取り消されなければならない。

厚労省は、死者・重篤者をネット上のわかりづらいところに公表しているが、わかりづらいところに掲示しているとしても、本件申請の審査においてはこの客観的な事情を考慮に入れないことは違法である。

行政庁の審査における利益衡量の過程において必要な事情を考慮しないことは裁量逸脱である。

この点に関して日光太郎杉事件（東京高判昭和48. 7. 13行集24巻6＝7号）で「本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽すべき考慮を尽さず、または本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し、これらのことにより同控訴人のこの点に関する判断が左右されたものと認められる場合には」裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあるものとして、違法となることを判示した。さらに、「行政法」（櫻井・橋本）P. 118は、「判断形成過程における考慮要素を抽出し、その重み付けにまで踏み込んで審査する手法は、多様な法的利害の総合的調整が求められる行政決定について、裁量に対する審査密度を高めるものである。」とし、学校施設の目的外使用不許可処分の違法性が争われた事例において（最判平成18・2・7）「重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる」という判例を引用し、「社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」という裁量権の逸脱・濫用に係る審査（社会通念審査）を審査する、「①重視すべきでない考慮要素の重視（他慮考慮）、②考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠くこと（評価の明白

な合理性欠如), ③当然考慮すべき事項を十分に考慮しないこと(考慮不盡)」という三つの要件を上げる。(「行政法」(櫻井・橋本) P. 119)

この三つの要件を本件被告の主張に当てはめると, まずは有効性に関してデータ改ざんを行い, 心筋炎のリスクについて虚偽公文書作成行使罪をしたことでワクチンの供給の必要性が立証できないことで供給を確保するために法人の利益を主張することは①重視すべきでない考慮要素の重視(他慮考慮), ②考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠くこと, に該当し社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことになる。そして, 理由付記に5条2号が書かれていないことにより厚労省は特定法人Aワクチンによる死亡・重篤報告ということを5条2号ただし書の比較衡量で取り上げずに不開示決定処分をしている。ワクチンによる死亡・重篤報告は厚労省の発表による数字である。厚労省がする5条2号ただし書の比較衡量においては当然考慮される事項であり, このことを利益衡量の考慮に入れないことは, ③当然考慮すべき事項を十分に考慮しないこと(考慮不盡)に当たり, 社会通念に照らし著しく妥当性を欠き, 裁量権を逸脱している。

理由の提示による申請者の利益のための理由付記という趣旨に鑑みれば, 5条2号が理由付記されていないことは, 審査されているにしてもいないにしても重大な処分手続きの違法がある。適法に行政の処分を受ける審査請求人の利益を侵害し違法である。

さらに5条2号ただし書に該当することにより, 5条6号の適正な業務性も否定されることにより, 本文書の不開示決定は取り消され, 開示されなければならない。

エ 契約は民法の基本原則において, 生命に関する情報が書かれている文書である。

契約が5条2号の生命に関する情報になることは民法上の基本原則により規定されていて, これを否定することは, 公序良俗・信義則に反する私法上の強行規定違反であり, 契約は無効になりその場合契約は5条2号イの正当な利益はなく, 5条6号の適正な業務でなく開示しなければならない。

民法上の原理については近江「債権総論」P. 9において述べられている。

「契約に入った各当事者は, 互いに, 相手方の生命・身体・財産的諸利益を侵害しない注意義務があるというべきである。なぜなら, 「契約」という特殊の接触関係に入った以上は, その人的信頼関係から特にこのような相手方の利益を侵害しない配慮が要求されると言うべきだからである。これを契約規範上の保護義務(Schutzpflicht)

（〔独立的〕注意義務（Diligenzpflicht）・安全義務）と呼ぶ。

このように、保護法益は、不法行為規範で保護されるべきものと同じく、相手方の「生命・身体・財産的諸利益」—すなわち完全性利益（integritats-interesse）—であるから公の秩序に基礎を置くものである。したがって給付義務の実現（契約目的）とは直接関連性を有していない。このように、保護義務違反によって侵害される利益は、給付利益とは直接的関係を持たないゆえに「拡大損害」と呼ばれる。」契約とは契約目的に関連しない公序良俗・信義則などの民法上の保護義務において生命を侵害しない義務を負っている。

さらに契約について我妻栄「債権各論」P. 34では「契約の当事者は、単に個々独立の債権債務を負担するだけではなく、そこに一財貨や労働力の移動・配分を担当する、社会的に意義のある一個の共同体を構成するものとして、その関係自体を信義則によって規整すべきものとされることを指摘しなければならない。（旧字体は新字体に変換）」は述べ、契約は総体として信義則上の規律を契約関係者にもたらし、契約の当事者は我妻栄「債権各論上巻」P. 33によれば「契約関係の存続中だけでなく、その終了時の事情についても、さらには、その契約締結の際及び準備時代の事項についても、信義則の原則に従って一定の義務を負うものと言うべきである。」とされ、供給契約は信義則上、結果として起こった死亡・重篤報告にも関連し、その結果によっては民法上の債務不履行・不法行為の問題になる。

以上より、本件供給契約は生命に関する情報が記載されている。

さらに、現在係争中の本件供給契約の不開示決定取消し訴訟東京地裁令和4年（行ウ）特定番号において被告である国は被告準備書面（1）P. 19で「ワクチンを製造し、かつ、これを供給するためのノウハウに該当する可能性のある情報が記載されており」と契約書にワクチンの製造についての条項があることに言及しており、この点からもワクチン供給契約は生命に関する情報である。

ゆえに生命の危険が厚労省の発表から明確に発生しており、5条2号但し書きに当てはめれば、国民の生命の危険から保護する必要が法人の利益より上回るので開示しなければならない。

#### オ 本件供給契約と瑕疵担保責任

有効性・安全性を欠いたワクチンの契約は、薬機法上も薬機法1条の安全性の確保に反する強行規定であり無効であるが、民法上においても瑕疵担保責任の成立が問題となる。

契約はそもそも憲法85条の財政規定を侵害し予防接種法の改正に基づいた損失補償契約は憲法85条の債務の負担が国会の議決を必要としていることに反して無効であるが、憲法（85条）での国の

負担は、有効性・安全性のデータが前提にあるので有効性・安全性の欠如は民法上の瑕疵担保の問題になる。

緊急事態は現行の憲法にはないので、国会の議決を必要とする憲法上の義務に対して、不明確な緊急性を要件とすることは明確に憲法85条に反し、予防接種法の閣議に基づいて補償契約が付された契約は無効であるが、それとは別にしても憲法（85条）での国の負担は、有効性・安全性のデータが前提にあるので、それを満たしていなければ、ワクチンを買う財政上の前提となる事実を欠くことにより、蔓延防止の目的を果たせないのであるから法律に反することになり、契約は民法上の瑕疵担保により無効となる。

特例承認の蔓延防止（効力を前提としている）のための有効性・安全性に欠け、感染予防効果が調査されていなかったことにより特定法人Aには瑕疵担保責任（近江P. 147）が生じ、最初から無効になる。

無効である契約は、情報公開法5条2号イの法人の正当な利益はなく、5条6号の適正な業務ではなく保護される契約でもないので開示されなければならない。

カ 5条2号イの正当な利益の判断と5条6号の厚労省の地位を不当に害するという判断は、特定法人Aワクチンの現実的有効性・安全性がないことにより否定される。さらに秘密契約は5条2号ロ以外での主張は違法である。

(ア) 5条2号イと5条6号の非該当性

秘密契約を不開示情報の理由にすることは、5条2号ロ該当の場合を除き情報公開法1条の国民主権の理念に基づく行政の監督と透明化の趣旨に反し、さらに情報公開法の条文にない理由を不開示事由とすることにより、情報公開法に明確に違反している。加えて、秘密契約での不開示は5条2号ロ以外の不開示理由の条文に該当しないことで他の条文においての主張は理由付記できないことにより、不開示理由の不記載の違法が常に発生し、違法である。

特定法人Aワクチンの効果は日本が世界有数の接種率の高さを誇るのに世界で最もコロナの蔓延が長く起こり死者も減らなかったことにより現実的に効果は否定される。承認時から有効性の海外データには疑いがあったのであり、結果としてそれが証明された形である。

薬生薬審0214第1号が「特例的に承認した」として法令で厚労大臣への有効性・安全性のデータ報告措置を規定しているが、データ改ざんは有効性・安全性に関して、厚労大臣が関わって改ざんしているか、それとも厚労大臣のかかわりのないところで勝手に改

ざんされているかの問題があるが、表面化した時点で措置を効しないことは薬機法一条の国の有効性・安全性の確保の行政法規上の義務を怠っており、権限濫用である。具体的な措置としては、接種すればするほど感染しやすくなる傾向がわかったデータ改ざん判明時に、薬生薬審0214第1号にある通り（本剤は、医薬品医療機器等法14条の3第1項に基づく承認であるため、同法75条の3の規定により、同法14条の3第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は保健衛生上の危害の発生若しくは拡大を防止するため必要があると認められるときは、これらの承認を取り消すことがあること。）で薬機法14条の3第一項により「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止する」目的を達成できないことにより、承認取消しをすべきなのに取り消さなかったことは厚労大臣の裁量違反である。そして、多数の死者・重篤情報は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」28条3項2号により「二 当該品目の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を知ったときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に報告する措置」関係では、薬生薬審0214第1号に「本剤の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を知ったときは、速やかに報告すること。」とされていて、厚労大臣への報告義務があり、分科会で議論された内容も含め、厚労大臣は知っていて承認を継続していると擬制されることにより、明白な「保健衛生上の危害の発生若しくは拡大を防止するため必要があると認める」ことができるのであり、承認取消しまたは緊急命令（薬機法69条の3）をなして措置をしないことは薬機法1条の有効性・安全性の確保の行政法規上の責務を果たさない明白かつ現在の危険を伴う裁量逸脱があり、違憲（憲法13条、25条違反）かつ違法（薬機法違反・刑事上の業務上過失致死傷の違法性）である。

厚生労働大臣に必要な業務上の措置の要件は薬機法75条の3と薬機法69条の3（緊急命令）「保健衛生上の危害の発生若しくは拡大を防止するため必要があると認める」と言う要件であり、医学的根拠は必ずしも必要でなく、その文言から社会的相当性を満たす注意義務に足る程度の必要性という要件であり、明白なワクチン死者・重篤報告はその要件を満たし、厚労大臣が特例承認に対して取消し措置と市場回収、そして安全性の調査をしないことは違憲かつ違法である。

このような厚労大臣の業務上の違法がある現在において、5条2号イにおける正当な利益の判断と5条6号の被告の地位を不当に害

する判断も影響を受ける。

諮問庁は機密を5条2号イでの不開示情報の根拠にするが機密は情報公開法では守秘義務の問題であり、機密保持は、情報公開法5条2号ロの不開示情報に該当しこれを5条2号イで主張するのは違法である。緊急事態による不開示事由は情報公開法で規定されていないのであり、国家的緊急事態下での契約だから秘密契約であり不開示という主張は違法である。審査請求人は情報公開法上での開示を請求しているのであり、諮問庁が主張する緊急事態下での機密契約による不開示は法規にない超法規的措置を諮問庁が主張していることにより情報公開法の規定から明確に違法である。

5条2号イの正当な利益に対しては被告が、被告準備書面(1)において、国会での交渉中や契約締結後も含め、交渉や契約に関する情報が公になった場合は、企業側が他国と交渉する際に不利益を被るおそれがあり、その結果、我が国とは契約を結ばないという事態になることを避けるために、企業と秘密保持契約を締結しているところがございます」という発言を引用し、特定法人Aを含む製薬会社の競争上の地位を保護するために行われているとしているが、これは一般的な新型コロナワクチンの製薬会社における特殊事情を特定法人Aの契約の開示において当てはめている点で妥当ではない。

そのような一般的な事情がある中で、個別に特定法人Aに対しての正当な利益が認められるかが、本件対象文書を情報開示において審査することが厚労省の審査基準には定められている。(2)

「競争上の地位」法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。(3)「その他正当な利益」ノウハウ、信用」。これらの審査基準が保護する利益は、全体的な契約態様とは保護法益を別にする。さらに先の国会答弁では「各企業に対し、秘密保持契約の公表の可否について改めて確認したものの、公表は控えてほしいということございました。」としているが、企業からの要請が国の法を捻じ曲げることは許されない。企業からの要請は情報公開法の開示事由ではないのであり、これを不開示の判断材料に入れた場合は違法である。仮に大臣が企業の要請を本件不開示決定処分判断要素に入れていたとしたら、明確に違法である。企業の要請により不開示情報にするという規定は情報公開法には規定されていない。このことは、大臣が製薬会社の競争上の地位という法律上の理由を超えた理由で開示を拒否したことを表している。法人に要請されて不開示にするというのはただの脱法である。さらに東京地裁令和4年(行ウ)特定番号での被告準備書面(2)において、特定法人Aの競争上の優位性を守ろうとしていることは、法人の正当

な利益を保護する情報公開法を使って私的独占を保護しようとするものであり、法の目的を逸脱し妥当でない。

さらに、予防接種法29条に定められた企業との補償契約の要件に国会の議決が要求されていないことから、憲法85条違反の契約を情報公開法の保護する正当な利益とはできない。

企業は契約の条項で国に本来なら国会の議決を要求すべき条項を閣議で決め、憲法85条を逸脱する無限大の補償責任が発生する違憲な契約を日本政府と結んでいる。この契約は財政規律を逸脱しており、国家的緊急事態条項が存在しない日本国憲法下においては憲法にはない緊急事態の決定が閣議で行われていることになりそのような違憲な契約は日本国憲法の秩序に違反し、契約相手の法人に対して正当な利益は認められないのである。

秘密契約とはこのような憲法85条違反を見えなくするものであり、秘密契約というあり方が憲法85条に違反し、情報公開法5条2号イの特定法人Aの正当な利益を否定する根拠になる。

新型コロナに関しては特定法人B・特定法人Cが大量にあまり廃棄・返品されていることにより、もはや供給難は生じていないことがわかる。

さらに、有効性・安全性に関しては厚労大臣の違憲かつ違法な権限逸脱があり（『厚生労働大臣に必要な業務上の措置の要件は薬機法75条の3と薬機法69条の3（緊急命令）「保健衛生上の危害の発生若しくは拡大を防止するため必要があると認める」と言う要件であり、医学的根拠は必ずしも必要でなく、その文言から社会的相当性を満たす注意義務に足る程度の必要性という要件であり、明白なワクチン死者・重篤報告はその要件を満たし、厚労大臣が特例承認に対して取消し措置と市場回収、そして安全性の調査をしないことは違憲かつ違法である』）本来は取引を停止すべき状態であり、特定法人Aの5条2号イの正当な利益は否定される。

5条6号については係争中の東京地裁令和4年（行ウ）特定番号被告準備書面（1）P. 21において、本件対象文書に記載されている取引条件よりも有利な取引条件で契約しようとしても、交渉が難航することはもちろん、相手方としても、最終的に、本件対象文書の取引条件よりも被告に有利な取引条件を契約内容として受け入れることを拒否する可能性が高い。」として「今後、より優位な条件で契約することが困難である」ことを不開示の理由として挙げているが妥当ではない。

秘密契約で不開示である場合、次の契約も秘密契約で結ばれる可能性が高いので次の契約が有利なものになったかどうかを確認する

ことは国民にはできない。検証のないところには、次の契約の優位性は意味がなく、現在の契約の妥当性を把握することがまずは必要である。現在の契約が妥当でないなら、次の契約の優位性も意味はなく契約を結ばないという選択肢も国民は検討すべきだからである。

そして、5条6号の「財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、詳解情報行政法P. 80には「入札時価格等を公開することにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり」とあり、「公正な競争により形成されるべき適正な契約」が情報公開法が守る契約であり、被告が述べる「より優位な契約」までの保護を情報公開法は保護していないので適正な価格が守られなくなるという主張はされていないので、被告の主張は妥当でない。さらに、適正な価格とはキャンセル料、補償契約まで含めて適正かどうかを判断する必要があり、憲法85条違反の予防接種法に基づいた閣議決定による無限大の債務を負う可能性のある補償契約は違憲であり5条6号の「財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ」はない。開示することによって憲法秩序を回復する法的必要性があり、違憲な契約で侵害された国家の財政を守る国家的必要性がある。

また、ワクチンの確保における機密契約は各製薬会社と契約を結ぶ前提として必要であり、製薬会社は契約条件を公にする被告以外のものと契約を優先する可能性があるとするが、すでに世界的に有効性・安全性に疑問が持たれて世界で廃棄処分が進んでいるようなワクチンに対しては供給の優先性は問題にならない。開示された理由が特定法人Aの死者・重篤者報告が主なものであることから、他の製薬会社は安全性に問題がないことを売りにすることで開示を免れることも可能で必ず開示されるわけでないので他の製薬会社が問題を感じることはなく、被告の主張はただの杞憂である。

また、国家的緊急事態は憲法上の条文にはなく、緊急事態を根拠に情報公開法の不開示事由にない理由での不開示の主張は違法である。各製薬会社との秘密契約の取り決めは守秘義務上の問題であり、情報公開法は5条2号ロの不開示事由に該当しなければ開示しなければならない、企業との取り決めで開示しないことはただの脱法であり違法である。

秘密契約を不開示情報の理由にすることは、情報公開法1条の国民主権の理念に基づく行政の監督と透明化の趣旨に反し、さらに情報公開法の条文にない理由を不開示事由とすることにより、情報公開法に明確に違反している。加えて、秘密契約での不開示は5条2号ロ以外の不開示の理由に条文に該当しないことで他の条文におい

ての主張は理由付記できないことにより、不開示理由の不記載の違法が常に発生し、違法である。

また、東京地裁令和4年（行ウ）特定番号被告準備書面（1）P. 19で「ワクチンを製造し、かつ、これを供給するためのノウハウに該当する可能性のある情報が記載されており」述べられているワクチンの製造関係の情報を明らかにすることは多数の死者重篤者報告がある中で、民法上の契約の基本原則である生命を侵害しない義務を守るために開示する義務があり、「交渉や争訴等の対処方針を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害する恐れ」という詳解情報公開法の定義からすれば当事者の地位を不当に害するものでないので開示しなければならない。

（イ）秘密契約は違法である

我妻栄「民法総則」P. 270において、「法律行為の内容が個々の強行法規に違反しなくとも、その社会の一般的秩序または道徳観念に違反するものであれば、その法律行為は無効である。」

「第90条はこれを明言する。」

我妻教授は一般的秩序または道徳観念に違反するものであれば民法90条で無効であるとする。

本件特定法人A契約において、ウイルスの蔓延という歴史的緊急事態において、秘密契約を結び政策の検討を不可能にして未来のウイルスの事態に対応できなくしていることは「一般的秩序または道徳観念に違反する」ことにより公序良俗違反であり違法なので無効である。

秘密契約は政府と特定法人Aの守秘義務であり、国民と情報公開法の関係では、情報公開法5条2号ロに該当しない限り開示しなければならない。守秘義務と5条2号ロ以上の保護を与えることは本件供給契約においてはウイルスへの対応政策を検証できないことにより国民の生命を危険にさらし「社会の一般的秩序または道徳観念に違反」であり、供給契約は無効である。秘密契約を開示し国民の検証に任せ、未来の政策のために利用できないとしたら契約は情報公開法5条2号の正当な利益を失い開示されなければならない。

我妻栄「民法総則」P. 271において『「公の秩序」とは、国家社会の一般的利益を指し、「善良な風俗」とは、社会の一般的道徳観念を指す』としている。そしてこれらを「私は、行為の社会的妥当性という語で両標準を一括して考えようと思う」としている。

この行為における社会的妥当性という観点から、我妻教授は「民法総則」P. 274において「他人の無思慮・窮迫に乗じて不当の利を博する行為」を判例に現れた主要な類型としてあげる。この具

体的事例への当てはめについて我妻教授は「民法総則」P. 271において「第90条は、抽象的規定であることがその生命である。しかし、そのために第90条の適用が裁判官の個人的思想による区々な結果となつてはならない。ここにおいて一面、従来の判例及びこれに対する学者一般の批評を仔細に観察し、他面、活眼を開いて、当代の社会思想と社会制度とを観察し、もつて具体的な決定を誤らないようにしなければならない」としている。

社会思想と社会制度という点に関しては、薬害事件は多数の死者・重篤者を引き起こし社会的惨禍を生むのであり、二度と起こしてはいけないということである。そのために1979年の薬事法改正で薬事法の有効性・安全性の確保が目的におかれた。薬害は因果関係の解明に時間がかかり、解明に製薬会社の協力も必要であるところ、特定法人Aは多数の死者・重篤者が生じているのに内容物の調査において日本政府に協力していない。

特定法人Aは、一般的な民法の保護義務である生命を侵害しない義務を侵害しているが、さらにウイルスによる歴史的緊急事態という窮迫状態においては、この状態につけこんで不当に不利な契約を日本政府が特定法人Aと結んだというのは免責規定の国会での議論と過度の秘密契約において明らかになっている。

公序良俗違反の「他人の無思慮・窮迫に乗じて不当の利を博する行為」における例で我妻教授は「民法総則」P. 274において「借地契約や借家契約における、不当に借主に不利な約款についてのいわゆる例文解釈—契約が印刷文字だから当事者がよく読んで承認したとは認められない、という理由で無効とすること—も結局はこの法理によって指示すべきであることは前に述べた。」述べている。この判例については我妻栄「民法総則」P. 256、「判例は、借地法の施行以前に、借地問題に関し、請求次第何時でも家屋を取払うと言ひような、借地人にとつても、社会経済上も極めて不利な約款が、単に印刷された借地証書に存在する場合には、例文にすぎないもので、当事者を拘束する力はない、と判示したことがある。」として、この例文解釈を我妻教授は「条理にしたがって解釈するものと認められる範囲において、これを理由として、是認すべきものとして考えている」で解説されている。

本件における契約がウイルスにおける歴史的緊急事態という窮迫状態の時に結ばれたということ、憲法85条の国会の議決なく予防接種法29条において製薬会社への無限責任契約という「社会経済上も極めて不利な約款」を結んだことは「他人の無思慮・窮迫に乗じて不当の利を博する行為」が行われたということになる。さらに

1, 291の副反応の日本政府への不報告は、「窮迫に乗じて」危険性が予見できたワクチンを日本政府と取引し続けたということであり、日本の民法の下では我妻教授が述べた類型に当てはまるのであり、本件供給契約は公序良俗違反で無効となる。

機密契約は、我妻教授の見解に従えば、例示規定であり、実効的効力はない。

さらに他者の窮迫に乗じた条項も国民の生命を侵害する可能性があり、情報公開法5条2号イの法人の正当な利益に該当しないどころか情報公開法5条2号ただし書の生命の危険があることに該当する。

窮迫不正に乗じた秘密契約がそもそも公序良俗違反なのであり、契約の内容を見えないようにして国民の生命を侵害しているのである。ゆえにこの機密契約条項は国民の生命に関わる情報であることにより多数の死者重篤者を出しているワクチン供給契約においては開示されなければならない。

#### キ 薬機法における安全性の確保の義務

##### 1979年の薬事法の改正と安全性の行政法規化

薬機法は、サリドマイドとスモンの薬害をうけ1979年9月7日薬事法が改定された。薬事法の第一条（目的条項）には、スモン被害者の強い要求で「安全性の確保を目的とする」という言葉が入れられた。また、製造承認の際に審査する項目として「副作用」が明記され、被害の発生と拡大を防ぐために「緊急命令」の制度が設けられた。

（「砂時計の中で」島本時慈子著 P. 37）

この点に関して、スモン被害者の特定A氏は

「第一点としまして、第一条に薬事法の目的として「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、もつてこれらの品質、有効性及び安全性を確保する」ことを法文上明確にしたことは重要な前進であるとして積極的に評価したいと思います。第十四条の医薬品の製造承認に当たっての審査項目として「副作用」を明文化し、安全性審査を行うことを明文化したことは前進である（以下略）」と述べている。（昭和54年6月7日 参議院社会労働委員会議事録）

まだ、有効性・安全性の確保には法規上の問題があるがそれでも、薬事法の目的として「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、もつてこれらの品質、有効性及び安全性を確保することと、「副作用」を明文化し、安全性審査を行うことを明文化したことは前進である、とこの点を評価している。

さらに緊急命令は現在の薬機法でも「第六十九条の三 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に

よる保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品、医薬品の販売を一時停止することその他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための応急の措置をとるべきことを命ずることができる。（医薬品の部分のみ抜粋）」として定められている。

そして当時の橋本龍太郎厚生労働大臣は、

「ことにサリドマイド事件、またわが国におけるスモン事件の発生というものは、世界的に非常に大きな衝撃を与えた事件でありまして、医薬品の有効性、安全性の確保というものが薬事行政の最大の課題として登場した、そして改めてその重要性というものが深く認識をされるに至ったということも御指摘のとおりであります。」（昭和54年5月24日 衆議院社会労働委員会議事録）と述べる。

橋本龍太郎厚生労働大臣は、

「厚生省として、従来、そうした状況に対応して、四十二年の基本通知を初めとして、新薬承認についての厳格化でありますとか、副作用情報の義務づけでありますとか、報告の義務づけでありますとか、あるいは医薬品の再評価の実施、GMPの遵守の指導等、各般にわたる施策をずっと展開をしてきたわけではありますが、今回、私どもとしては、これらの実績を踏まえて薬事法の改正を行い、さらに医薬品等の有効性、安全性の確保というものに万全を期してまいりたい、そのように考えておる次第でございます。」（昭和54年5月24日 衆議院社会労働委員会議事録）として、薬害の反省の下に、薬事法の安全性の確保が必要であると述べている。

さらに橋本大臣は、安全性の確保について、

「私どもは、薬事法改正の一番の急務の部分として、その安全性の問題に着目をし、従来行政行為で行ってまいりましたものをきちっと法律の中に取り込むことによって前進を図りたいということを考えて、現在御審議を願っておるという状況だろうと思います」（昭和54年5月24日 衆議院社会労働委員会議事録）として、安全性の確保は薬事法に規定されることにより行政行為でなく法規としての扱いをされることになる」と述べる。

安全性の確保はかつての薬害の反省から、薬害が2度と起こらないように当時の薬事法改正により規定された法規であり、これに反する行政行為は違法である。

そしてこの薬害の反省から規定された薬事法（今の薬機法）1条は、目的規定であり、この趣旨に反した行為は薬事法（薬機法）上の目的に反し無効となる。

この薬事法上の目的規定を守る義務については、

「小平芳平君 従来の厚生省の御発言は、必ずしも提訴は必要ないというふうなことも言われたように記憶するんですが、いずれにしてもいまの段階で、明らかなはっきりした段取りがついてないわけでありますから、引き続き御検討をいただきたいと思います。

次に、薬事法の一部改正についてですが、第一条が改正になる。医薬品の「品質、有効性及び安全性を確保すること」、これは法律の目的がこういうことになるということでもあります。とともに、この法律の目的は「品質、有効性及び安全性を確保すること」が目的であります。その責務は国及び製薬業者にあるわけでしょう。いかがですか。

政府委員（中野徹雄君） 当然の御指摘でございまして、国は国としてお手元にありますような改正後の薬事法の規定を、法の目的に照らしまして適正かつ厳格に施行することによって、いわば行政上の責任において、行政府の責任において医薬品の安全性、有効性あるいは品質の確保に最大限の努力を払う責任がある、これがまず第一でございまして。

第二に、やはり直接の事故の製造者のその製造物の責任と申しますか、直接対価を得て、また営利行為として医薬品あるいはその他のものを製造販売する、さらには、その流通をつかさどるところの関係業者の方々が医薬品の安全性、有効性、その品質の確保についてより直接的な責任があるというふうには、その責任の性質をわれわれとしてはやや分けて考えておりますが、いずれにせよ先生の御指摘のように、両者が責任を負うということについては、何ら異論はないところでございまして。」（昭和54年6月7日 参議院社会労働委員会議事録）として、政府の委員は国と製薬会社に、薬機法1条の有効性・安全性の確保の責任を帰している。

この薬害の反省から生まれた薬機法1条は強行規定であり、この規定に反した民法上の契約は無効である。この規定に反した公法上の行為は、憲法の国民の生存権・生命の権利・総ての人権の基礎たる国民の生存の権利を侵害し、行政の裁量権の範囲を超え違憲となる。

#### ク スモン訴訟における薬事法／薬機法における厚労大臣の作為義務違反における違法

スモン訴訟では東京スモン判決、東京地裁昭和53年8月3日において、「憲法の今一つの条項である25条との関係において、医薬品の安全確保の法思想が成文の形式をもって定着し、かかる観点から、実定法規としての薬事法の諸規定の憲法的指導原理による解釈が可能となったものと言わなければならない。」として、薬事法が憲法の指導原理として裁判規範性を持つことが判示された。

さらに、札幌地判昭和54.5.10において「医薬品の安全性を

確保すべき厚生大臣の責務は法律上の義務」としている。

さらに本件特例承認には承認取消し規定があるが、東京地裁昭和53年8月3日において承認の取消しの不行使は「作為義務違反により違法となる」としている。

そして福岡地判昭和53・11・14は「国民の生命・健康の保全という崇高な目的を達成すべき被告国の薬務行政において、医薬品の安全性が疑わしくなり、欠陥医薬品ではないかと思わせる情報がある時、そこに自由裁量が入り込む余地はないのであって、あるのはいかにして医薬品の安全性を確保するかでしかない。」として、国民の生命が薬剤により危険にさらされたときは、自由裁量が入り込む余地はなく権限不行使の不作为による違法になるとしている。

本件では、心筋炎の虚偽グラフ、心筋炎の症状を虚偽公文書作成行使していることにより、薬機法にある薬害を防ぐ趣旨を逸脱しており、承認はすでに違法状態である。さらに多数の死亡・重篤者報告は厚労大臣の薬機法における特例承認取消しと緊急命令による回収の不行使を作為義務違反による違法にすることにより、本件供給契約においては厚労大臣の裁量においては違法が行われていることが確定する。

薬機法上での厚労大臣の作為義務違反による違法は、本来取り消されるべき特例承認が承認されたままであることにより違法であり、本件供給契約は情報公開法が規定する5条2号の正当な利益による不開示情報に該当しないし、5条6号の適正な業務にも該当しない。

ケ 新型コロナワクチンの危険性は未知であり、狂牛病のリスクもHIV研究でノーベル賞を受賞したモンタニエ教授から論文で指摘されている。

さらに超過死亡についても厚労省の否定の論拠では否定できず、新型コロナワクチンは多数の死者を出している可能性がある。

危険性についてはまだ完全には理解されていない。(ワクチン後遺症については2022年10月でこれから調査とある)

悲しいことに国民はこれからワクチンの長期的な害に向き合わなければならない。特定C医師が国会で参考人としてワクチンの後遺症について答弁している。

「(特定C君)例えば、四回ワクチンを打って四回感染して具合が悪いという人、いるんですね。こういう方は、じゃ、まあワクチン後遺症だとは思いますが、実態としては。だけど、コロナ後遺症として扱ってあげないと会社では通らないということがありますね。

病態としては、コロナ後遺症は時間の経過とともに、長く掛かっても治っていきます。ワクチン後遺症の方は難治性です。で、一年たってもまだほとんど変わらない。寝たきり、元々元気です、もうぴんぴ

ん働いていた人がワクチン打って一年以上寝たきり、在宅医療で診ている、こういった方もいらっしゃいます。

だから、まあちょっと言葉は悪いですけど、コロナ後遺症は治っていく、ワクチン後遺症はもう治りづらい、もう本当難治性というふうに考えていただいたらいいと思います。そちらの方の方がもっともっと手厚いいろんなことが必要なんじゃないかなということです。」とワクチンの長引く後遺症について答弁する。

特定C医師の言によれば国民の生命が危険にさらされているということである。

さらに特定C医師は「その最重症型はクロイツフェルト・ヤコブ病です。ヤコブ病は、年間百人程度の孤発例があつて、大体余命一年というふうに言われています。全例届出制になっていると思いますけど、ワクチン接種後一か月、二か月たってから急激に認知機能が、歩行機能が悪化して、ヤコブ病と確定診断された例が十人以上いらっしゃいます。患者会もあるんですけど、こういった方々の病態解明を、あるいは補償問題、急ぐべきだと思います。最重症型です。」と、クロイツ・フェルトヤコブ（狂牛病）の危険性を述べる。

狂牛病とは脳のタンパク質以上によりなる脳疾患であるが、それがコロナワクチンで発生することを特定C医師が述べている。

具体的な機序としては免疫学者の特定D氏が述べている。

「第一に、スパイクタンパクのアミノ酸配列にはプリオン様モチーフ（GxxxGモチーフ）が5つ含まれています。また、TetzとTetz（2020）によると、SARS-CoV-2のスパイクタンパクの形態には、他のコロナウイルスのスパイクタンパク質には存在しないプリオン領域があるということが分かっています。

第二に特定法人Aや特定法人Bのコロナワクチンでは細胞膜との融合を防ぐために融合ドメインの隣の2つのアミノ酸をプロリンで置き換えており、このためにスパイクタンパクは強制的に開いた状態になっています。これはミスフォールド型プリオンへの危険な一歩となる恐れがあります。

第三に、J. Bart Classen（2021年）らによると、スパイクタンパク質は多くの既知のタンパク質と結合し、それらのタンパク質のミスフォールドを誘発してプリオンになる可能性が指摘されています。IdreesとKumar（2021）は、スパイクタンパクS1が機能的なアミロイドとして働き、毒性のある凝集体を形成する傾向があると提言しています。

スパイクタンパクは脳への障壁である血液脳関門を超えることが分かっています。コロナワクチンのスパイクタンパクがプリオンタンパ

クに類似した働きをし、脳内でプリオンを凝集させるコアとなる可能性があります。」

まとめると脳の障壁を超えたワクチン由来のスパイクタンパク質が脳内で異常タンパク質と同様の働きをし、クロイツフェルト・ヤコブ病（狂牛病）にしてしまうということである。

この狂牛病に関しては、AIDSの研究でノーベル賞を受賞したリュック・モンタニエが去年亡くなる前に論文を残し査読を通過している。「新型コロナワクチンで狂牛病になること」は医学的相当性があるのである。

モンタニエ博士などの著者は述べている。

「特定法人A，特定法人B，または特定法人Dの新型コロナワクチン注射後平均11.38日以内に最初の症状が現れ，すべて2021年に診断された26例のクロイツフェルト・ヤコブ病を紹介しています。原因の進行，病因，ヒトプリオン病のこれらの非典型的で新しい症例—急速に進行する全く新しい形態のクロイツフェルト・ヤコブ病と思われるものの症例—について，我々は症状の発生の時系列に焦点を当てています。私たちはこれを既往歴の観点から検討します。つまり，クロイツフェルト・ヤコブ病の新型コロナ前の典型的な発症を，調査中の26例における同様の症状の非常に加速した発症と比較します。このようなアプローチにより，この新しい，より急速に進行しているヒトプリオン病を理解するために重要な病因を解明したいと考えています。以前は亜急性でゆっくりと進行していた疾患が過去にたどった一連の経路を思い出し，それをこの新しい非常に急性の疾患と比較することによって，急速に進行しているプリオン病—新型コロナワクチンの1つまたは複数の後に密接に続くもの—これら26例で注射が病気を引き起こしたと推測するのは正しいと信じています。もしそうなら，それらはおそらく死への急速な進行のために診断されていない他の多くのケースも引き起こしました。」

政府は過度の安全性を主張してきたが（例えば河野大臣の「二億人打って誰も死んでない」（本件で争われているように実際には数百人規模の死亡報告があり，河野大臣が知っていても知らなくても業務上問題があることに変わりはない。）），新型コロナワクチンは治験中（効くか効かないかの実験中であり，その長期的危険性は誰にも分かることがない。だから安全性を過度に伝えることはニュルンベルク綱領などの医療倫理に反し，業務上行われれば違法性の成立を免れない。

さらにモンタニエ博士は「それらはおそらく死への急速な進行のために診断されていない他の多くのケースも引き起こしました」と狂牛病の急速進行による見えてこない死者もあげている。これは，超過死

亡の問題にも光を当てる。日本ではワクチン接種と重なるように超過死亡が起きている。2022年一年で10万人を超える規模である。

さらに心筋炎の発生頻度が上がり、心筋炎は軽くはないことから死亡率が上がるのが予想される。厚労省が虚偽の発表をしているので国民は完全に理解することができない。

加えてmRNAワクチンは癌を急速に悪化させる可能性が医学論文で示されている。

この超過死亡に対して、堀内大臣へ厚労省から報告された2022年2月の審議書では「反論資料として、接種ピーク時が超過死亡発生時期とずれる」ことをワクチンが超過死亡発生原因でないこととして述べているが、超過死亡がワクチン接種の波に合わせて起こっていることは確かな事実である。この点に対して、厚労省は2022年10月の国会審議で、「超過死亡がワクチンかどうの因果関係はわからない」とのべ、2022年2月分科会で反論しながらも、ワクチンでの大量の死亡を除外できないことを明らかにした。2022年2月の時点での「ワクチン接種のピークよりも最初の超過死亡のピークが早い」という反論が必ずしもすべてを説明しているわけではなくワクチンの原因を除外できない時点で本来ならば接種を考え直すべきで、厚労省は国民の生命を脅かす大きな業務上の過失がある。そもそも最初にワクチンを接種したのは高齢者からなのであり、体が弱いので死亡のピークがずれるのは通常考えられる事態である。

超過死亡については、アメリカでのワクチンの社会的聞き取りでの健康影響の調査の論文で、ワクチンによる推定死亡者数は289,789人と調査結果が出ていることから日本の人口がアメリカの三分之一であることを考えれば10万人ぐらいは生じていることは推定できる。未知の働きをするmRNAワクチンなどの新型コロナワクチンは解析できていない死を生み、それが超過死亡という形で現れていることは、厚労省が「接種ピーク時が超過死亡の始まりと一致しない反論仮説」（を述べたところで接種と超過死亡の因果関係を否定できないことにより、国民の生命の危険という次元からは憲法上ワクチンの持つ潜在的な危険から国民の生命を守るという点でワクチンの接種推進に対して国民の「最も基本的人権である生存の権利（憲法13条）と生命の権利（憲法13条）」（美濃部達吉）の行使が認められる。

コ インフォームドコンセントとデータ改ざんに対する判例

治験とインフォームドコンセントには判例がある。

（名古屋地裁 平5（ワ）2218号 平成12・3・24判決判例時報1733号）

「人間を対象とする生物医学研究における専門職業規範としてのヘル

シンキ宣言（1964年 75年東京，83年ヴェニス，89年ホンコン改訂）は強制収容所での悲惨な体験を告発する医師裁判の成果たる判決理由の中から生まれたニュルンベルク原則（1947年）をふまえて基本原則を定めている。同宣言基本原則九は人間についてのいかなる研究においても，被験者のそれぞれの候補者は，その研究の目的，方法，予期される利益，研究がもたらすかもしれない危険性及び不快について十分に知らされていなければならない」として，「治療薬の使用が実験であり効果も安全性も危険性もいまだ十分確認されていないこと」を理解させることが治験には必要であるとする。海外治験はいまだ終わっていないで安全性に確証がないことを厚労省は広報しなればならなかった。ところがホームページでは危険性の告知をしなかった。それが過度のワクチン効果を国民に伝える違法であることは明らかである。

さらに，データ捏造と改ざんについて同判例は，  
「臨床試験データの科学性信頼性を確保するためにデータに捏造改ざんがあってはならないことは言うまでもない」  
としてデータに改ざんがあることにより人権侵害になると結論する。

国家が行えばこれは憲法13条の幸福追求権を基礎とする自己決定権，生命の権利，幸福追求権の侵害により憲法上違法な行為となる。

すでに示されている，データ改ざん，心筋炎の虚偽グラフは上記に該当し明確に違憲である。

国家の違憲な業務が介在したことにより，情報公開法上の適正な業務への該当はすべて否定され，生命の危険を招いたことによりあらゆる不開示の諮問庁の主張は否定されると審査請求人は主張する。

さらに，特定法人Aの1，291の副反応報告が報道されたが日本政府に知らせていなく，厚労省がそのことを知っていても何一つ報告を得ていない状態は，治験薬の使用と危険性のデータを知らせないことでの安全性が作出された供給契約であり，自己決定権，生命の権利，幸福追求権の侵害により憲法上違法な行為となる。

国会審議でも日本政府に報告されていないことが明らかになっている。

有効性が低く・安全性がないということ，さらにはインフォームドコンセントの侵害は国家の規範たる憲法に定められた人権を著しく侵害している。

サ 特定法人A側における保護義務違反

特定法人A側における薬機法違反

医薬品業者の責任についての判例としては，スモン訴訟金沢地判昭和53・3・1がある。同判例は医薬品製造業者の注意義務について

「医薬品が直接人の生命，健康にかかわるものである事に照らすと，最高の学問水準に拠ったものでなければならず，その義務の具体的内容は，厚生大臣のそれよりもさらに制約少なく，包括的であって，医薬品自体について科学的な確認をする，用法，用量，効能をはじめ正しい使用上の指示をする，流通においた後でも使用状況を追跡調査をする，場合によっては警告を発する等安全性確保のために必要と考えられる可能な限りの方法を取らなければならないと解される。」とする。

医薬品製造業者の注意義務は①最高の学問水準，②包括的，③医薬品自体について科学的な確認，④警告を発する等安全性確保のために必要と考えられる可能な限りの方法を取らなければならない，の要件を守ることが本件供給契約が注意義務違反を守り契約としての保護義務としての生命を侵害しない義務を守るために必要である。契約は形式的三部説によれば刑法上不真正不作為犯の作為義務の根拠となるのであり，注意義務違反が起こっている可能性があれば，刑法上の作為義務の観点からも開示されなければならない。

①の「最高の学問水準」と③「医薬品自体について科学的な確認」が医薬品製造業者の注意義務が判例により要件とされることは，特定法人Aもワクチンの基本的な科学的理解と危険性に関する最高水準の論文を理解し，可能な限りの方法を取らなければならない。

すでにワクチン成分の人工mRNAがDNAに転写される事が論文で発表され，狂牛病のリスクも論文で発表されているが特定法人A側から日本の被接種である国民に対して何らの説明も警告もない。すでにどちらも論文で発表されており①の「最高の学問水準」と③「医薬品自体について科学的な確認」に基づいた④警告を発する等安全性確保のために必要と考えられる可能な限りの方法は取られていない。他にもmRNAワクチンは急速に悪化するがん，自己免疫疾患，神経疾患などの指摘がすでに多数の論文によりされているが，それらが特定法人A側から危険性を警告されたことはない。明確な注意義務違反である。

さらに，特定法人Aは，1，291の副反応が2021年2月の時点でわかっていたのに日本政府に報告しなかったことが国会審議の答弁で確認されている。

川田龍平議員「二週間ほど前，米国で特定法人Aが裁判に負けて，コロナワクチンに関する四十五万ページに達する膨大なデータの開示が命ぜられました。この中には，承認後，市販後調査として集計された千二百九十一種類の副反応の分析結果が含まれています。二〇二〇年十二月から二月までの三か月間に，六十三か国から四万二千八十六件

もの副反応が報告され、千二百二十三件の死亡例と、後遺症を残した五百二十例が報告されています。とりわけ、四十種類を超える自己抗体の出現と三十七種類の自己免疫疾患の発症が記載されています。折しも、日本でワクチン接種が開始された時期でもあります。

厚生労働省は、特定法人Aからこのような報告を受けていたのでしょうか。このような製造メーカーからの公表結果を踏まえ、副反応や後遺症について、そのリスクについて改めて国民へ周知していくことが必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。」

鎌田光明氏「先生からアメリカにおけるファイルの公開についての御指摘がございました。実は、この点につきまして、特段特定法人Aからの報告というものはございませんが、そのファイルについての御報告ございません」

特定法人Aは、1, 291の副反応事例を報告しなかったことで、契約の基本原則である保護義務の生命を侵害しない義務（近江）を侵害した。さらに薬機法第「六十八条の十 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例承認取得者は、その製造販売をし、又は第十九条の二、第二十三条の二の十七若しくは第二十三条の三七の承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生その他の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の有効性及び安全性に関する事項で厚生労働省令で定めるものを知ったときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない。」と規定している。この点1, 291の副反応報告について特定法人A側に報告を求めたのかとPMDAに審査請求人が電話で確認したところ「報告義務は広く国内外での情報を収集するので報告を求めています。」という回答を担当者からもらっている。海外での副反応も報告義務内容であり、2022年川田龍平氏の国会答弁時に1年以上も特定法人Aが日本政府に報告しなかったことは、薬機法68条の10に違反し、さらに薬機法の目的規定である1条の「安全性の確保」にも反している。（薬事法／薬機法1条の安全性の確保は、国と製薬会社の責務であると第88回国会 参議院社会労働委員会第1号 昭和54年9月6日で述べられている。

小平芳平君 従来の厚生省の御発言は、必ずしも提訴は必要ないというふうなことも言われたように記憶するんですが、いずれにしてもいまの段階で、明らかなはっきりした段取りがついてないわけでありますから、引き続き御検討をいただきたいと思います。

次に、薬事法の一部改正についてですが、第一条が改正になる。医薬品の「品質、有効性及び安全性を確保すること」、これは法律の目的がこういうことになるということであり、とともに、この法律の目的は「品質、有効性及び安全性を確保すること」が目的であります。その責務は国及び製薬業者にあるわけでしょう。いかがですか。○政府委員（中野徹雄君） 当然の御指摘でございます、国は国としてお手元にありますような改正後の薬事法の規定を、法の目的に照らしまして適正かつ厳格に施行することによって、いわば行政上の責任において、行政府の責任において医薬品の安全性、有効性あるいは品質の確保に最大限の努力を払う責任がある、これがまず第一でございます。

第二に、やはり直接の事故の製造者のその製造物の責任と申しますか、直接対価を得て、また営利行為として医薬品あるいはその他のものを製造販売する、さらには、その流通をつかさどるところの関係業者の方々が医薬品の安全性、有効性、その品質の確保についてより直接的な責任があるというふうに、その責任の性質をわれわれとしてはやや分けて考えておりますが、いずれにせよ先生の御指摘のように、両者が責任を負うということについては、何ら異論はないところでございます。）

特定法人Aが薬機法1条の強行規定に反していることで、民法上公序良俗違反と生命を侵害しない保護義務違反に該当し、契約は民法上無効である。

さらに、同じ文書で1, 2, 2, 3件の死亡報告と流産報告を隠蔽しているものであり、民法上・薬事法上の責任を免れない。また、治験不正も内部通報されており、これも特定法人Aからの説明を要する事項であり、治験不正問題が解決しない限りは安全性の問題でワクチン接種は推奨されてはならない。

特定法人Aの民法上の生命を侵害しない反故義務違反と薬事法上の不報告は、薬事法の違反により、契約は無効になり、5条2号イの法人の利益は否定され、5条6号において日本政府が危険性の報告を受けなかったことで適正な業務性が否定されることにより、本件供給契約は情報公開法5条により不開示情報に該当しないことで開示となる。

#### シ 厚労省の違法な業務

##### (ア) 厚労省における心筋炎のリスクの隠蔽

特定法人Aワクチンには心筋炎の副作用があることは知られているが、心筋炎が軽く終わるとするのは厚労省が循環器学会の資料を捻じ曲げて作り上げた虚偽である。そのことを見落とした分科会は危険性を見落としていて不適格である。業務上の過失も問題になる

可能性もある。

厚労省は2021年6月23日「第62回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会，令和3年度第11回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）」において心筋炎について説明する際「心筋炎の病像は幅広いものであるが，一般的な急性心筋炎に関する病状や経過に関連した記載について循環器病の診断と治療に関するガイドライン（2009年改訂版）より以下に抜粋する。」と循環器学会などが作成した文献を参考にあげている。

そして資料に「心筋炎は幅広い病像を示すとされるが，一般的な急性心筋炎に限ればその基本的な病状や経過は比較的単一である。すなわち，炎症期が1～2週間持続した後に回復期に入る。」と記載し心筋炎を「1～2週間持続した後に回復期に入る」と軽いように書いている。

しかし，厚労省が参照した循環器学会などの書いた文献には「心筋炎は無症状から突然死まで幅広い病像を示すとされるが，一般的な急性心筋炎に限ればその基本的な病状や経過は比較的単一である。すなわち，炎症期が1～2週間持続した後に回復期に入る。心筋炎では，心筋壊死とともに炎症性物質による心筋細胞機能障害が起こり，両者があいまって心ポンプ失調を形成する。多くは炎症に伴う可逆的な心筋機能低下であり，急性期に全く収縮しなかった左室壁が回復期にはほぼ正常化することもまれではない。」と書かれている。

ここには「心筋炎では，心筋壊死とともに炎症性物質による心筋細胞機能障害が起こり，両者があいまって心ポンプ失調を形成する。多くは炎症に伴う可逆的な心筋機能低下」がおり，「急性期に全く収縮しなかった左室壁が回復期にはほぼ正常化することもまれではない。」と回復も「まれではないという頻度」で起きる心臓壊死を引き起こす重い症状の病態であると書かれている。

厚労省は心筋炎の重さを参考文献の回復という個所のみを引用したが，真実には心臓壊死もあり回復のほぼ正常化もまれではない頻度で，決して軽くはない。

厚労省はワクチンの効果を高く見せるために，ワクチン心筋炎の虚偽グラフを作ったが，そもそも最初から心筋炎の症状をワクチン分科会副反応検討部会において，心筋炎が軽傷だと錯誤を起こさせるような記載をし，会議に参加した委員にその資料を配った。

心筋炎の虚偽表示は，すでに2021年6月から始まっていたのである。

そしてその会議で、心筋炎は軽いものだとされたことが、後の接種において、心筋炎を軽視し接種を勧めることにつながる。結局、心筋炎はmRNAワクチンの副反応と認められたが、厚労省が2021年6月の審議会で心臓壊死がおこり正常化はまれでない頻度で起こるぐらいの重い症状であることを正直に記載したら、国民は危険をもっと理解できた。この心筋炎のリスクの不実記載は実際に審議会で行使されたことと、偽りの内容になっていることで虚偽公文書作成行使罪の疑いがある。

さらに同会議は、循環器学会などが作成した資料について調査できる程度の記載があるので、それを調べずに厚労省の言う「1～2週間持続した後に回復期に入る」という記載のみで心臓壊死に触れなかったことによる心筋炎の症状の虚偽について調べずに接種のリスクを国民に伝えられなかったことで、注意義務違反があり、ワクチン心筋炎を負った国民に対して、業務上過失傷害ないしは業務上過失致死罪の成立する可能性がある。

厚労省はそれから、心筋炎が軽いという見解を修正しないで今に至る。

ゆえに、6月23日からmRNAコロナワクチン関連の審議会に参加した委員全員が注意義務違反の可能性はある。

そして、10月15日の第70回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第19回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、心筋炎の虚偽のグラフが作成された。

この時には、夏休みで若者の接種率が上がり、心筋炎のリスクを低く見積もらないといけないという事情があった。

この文書も、グラフの前提を意図的に操作し、過度にワクチン効果を作出した。そして、それを審議会で行使したことから厚労省には虚偽公文作成行使罪が成立する可能性がある。心筋炎のリスクを軽く見せる資料を使い行使したことで、ワクチン心筋炎を低く見せる文書の作出は、治験中の薬剤の危険性を国民に意図的に知らせなかったことで、治験とインフォームドコンセントの判例（名古屋地裁 平5（ワ）2218号 平成12・3・24判決 判例時報1733号）に従い、インフォームドコンセント違反の犯罪が成立する可能性がある。

そして、すべての厚労省のこのワクチン分科会副反応検討部会に2021年6月23日から参加したものは、心筋炎の症状が消して軽くない事実を知っていたか？知らなかったことに過失がなかったか？知っていたとしてワクチン接種を継続したか？を聴取されなけ

ればならない。審議会に参加した委員は、業務上の責任があるからである。

以上の心筋炎の症状とワクチンによる心筋炎の虚偽記載は、憲法13条の国民の自己決定権、生命の権利、幸福追求権を侵害し、憲法違反となりワクチン供給契約、さらには強行法規たる薬事法1条の安全性の確保に反し憲法25条違反であり、本件供給契約を無効にする。

#### (イ) 妊婦への接種の安全性

特定法人Aの作成した医薬品リスク管理計画書には、「妊婦または授乳婦は承認前の臨床試験からはいずれも除外され、これまでの使用経験は少なく、妊婦または授乳婦に対する臨床的安全性プロファイルは不明であるため、重要な不足情報とした。」と記され、メーカー側は妊婦に対する安全性を確認できていないとしている。

ディオバン事件（東京高等裁判所 平成29（う）974 平成30年11月19日）において、被告人によるデータの意図的な改ざんは認められたが、そのデータに基づく学術論文への掲載行為は「記事の流布」という、法律で禁止されている広告には該当しないと判断され無罪となっているので、医学論文は責任が取れないことにより最終的には製造者のリスク管理計画書の記載が安全性の基準になる。

スモン判決金沢地判昭和53・3・1は、薬剤について「裁量の幅は安全性については狭く、有効性については広いといえることができる」とし、安全性の裁量を狭く解している。

令和4年2月10日第30回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、妊婦へのワクチン努力義務の根拠においては、製造者が安全性は定かでないとしているのに、責任の伴わない医学論文を根拠に努力義務を妊婦に課した法的な安全性の誤認がある。安全性の評価について、製造者提出資料以上の評価を与えていることは、薬機法1条の安全性の確保という観点から、分科会には、行政法規違反の裁量逸脱がある。

特定E特定大学A准教授も、妊婦へのワクチン推進に関して『ワクチンが胎盤に取り込まれて、その後に胎盤が免疫によって攻撃されても早産や流産につながることは本当にはないのか。スパイクタンパク質が胎児に悪影響を与えないのか。専門家の私が納得できる答えがないのです。それでも、「そんな危険はない」と言うのであれば、その検査データは出せるはずで、100頭ぐらいのサルを使って3年ぐらいかけて実験すれば、できることでしょう。それもしないまま、ワクチン推進派は「安全だ」と言い切る。ワクチンを製

造している会社でさえ、安全とは言い切っていないにもかかわらずです。』とワクチンを製造している特定法人Aですら安全性とは言い切っていないのに安全と言い切ることに問題を呈している。

最終的には「国はワクチン接種を推進する側ですから、何か害があっても全部否定するだけでしょう。医薬品を認可するのは厚労省で、薬害が起こったときに責任を負うのも厚労省です。」として、安全性の審査体制自体を疑問に付する。

特定法人Aの75年隠蔽しようとした文書にも流産報告はある。

厚労省が、妊婦の努力義務の安全性の根拠にした論文も、妊娠初期についてはデータがないとしている。妊娠初期に関しては特定E准教授も「妊娠期に免疫のバランスを巧妙にとっている体内に、免疫を強力に動かすmRNAワクチンを接種することが安全であるという保証はありません。」と製薬会社である特定法人Aの見解を指示している。

厚労省と分科会ワクチンを推進する医師は妊婦の安全性について、製造者の確認を超えた保証をしているのであり、薬機法1条の安全性の確保に対する違法がある。

特に妊娠初期に関しては努力義務の根拠としたデータ群に入っていないことでリスク管理できていない。

#### (ウ) 子どもの努力義務化についての資料について

子供の努力義務化での重症化予防のエビデンスは示されていない。示されているのは入院予防。

それが最終的な事務局案で重症化予防にすり替えられる。そして、入院予防の効果があるとされた論文では5人の酸素吸入の重症のうち4人がワクチン接種者であることが記されている。

以上より、厚労省の業務自体に有効性・安全性に関する裁量逸脱・濫用があり、有効性・安全性の業務にニュルンベルク綱領・ヘルシンキ宣言を引用する名古屋地裁判例に反する有効性・安全性に関する医学倫理に反するインフォームドコンセント違犯があり、本件供給契約においての薬剤についての業務が違法であることにより、国民の生命の危険が発生していることから、本件契約は5条2号ただし書の国民の生命のための開示の必要性が法人の開示しない利益を上回るので、本研究契約は開示しなければならない。

ス 本件供給契約は、憲法25条、憲法85条の趣旨により、権限濫用・逸脱であり違憲である事で、私法上も無効である。

#### (ア) 行政契約における「最判・平成20年・1・18日民集62巻1号1頁」の本件供給契約への適用

本件供給契約は、厚労省データ改ざん、厚労省心筋炎虚偽グラフ、

厚労省心筋炎の症状が軽いという虚偽公文書行使罪，狂牛病のリスク，日本での2022年超過死亡10万人超がワクチンのせいではないと否定できない，接種後の死亡・重篤報告が多数に上ることにより，有効性・安全性を欠いており，このようなワクチンを供給し続けることは憲法25条生存権・憲法13条生命の権利，幸福追求権により違憲である。さらに，憲法13条の「すべての人権の基礎たる個人の生存」のための権利（美濃部達吉）は最も守られねばならない憲法上の権利であり，個人の生存を侵害する本件供給契約は憲法13条の趣旨により憲法違反となる。

行政契約については，民法上の公序良俗などの強行規定や一般条項の他に，行政が公的主体であることから，「公益的な観点から契約内容におのずから制約があるはずであり，契約自由の原則はそのまま妥当するものではない。」（「行政法 第六版」櫻井・橋本P. 120）とされている。

さらに「行政法」櫻井・橋本には「契約上の義務の履行として公金支出を伴う場合には，なおさらであると書かれている。（「行政法 第六版」櫻井・橋本P. 120）

行政契約の私法上の有効性についての判例は「最判・平成20年・1・18日民集62巻1号1頁」がある。これは私法上の契約の有効性を判断するために公法上の法規又は義務が私法上の有効性の前提となる判例である。

判旨は「市の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり，本件委託契約を無効としなければ地方自治法2条14項，地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるという場合には，本件委託契約は私法上無効になる」である。

地方自治法は2条14項で，「地方公共団体は，その事務を処理するに当っては，住民の福祉の増進に努めるとともに，最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている。これは地方自治法の事例であるが公法上の機関は根拠となる法規に反した契約を結ぶ場合にはその機関の基本法規を破ることができないという判決である。「住民の福祉の向上」は憲法では国民の憲法25条生存権，憲法13条生命の権利に対応する。

国の基本法規は憲法であり，国が憲法の趣旨に反した契約を結んだ場合，その契約は無効になる。ここで言う憲法規範とは日本国憲法の前文から103条までの総ての法規を含む。国家の基本法たる憲法を超えた裁量権は国家の機関にはないからである。

さらに予防接種法29条により規定された損失補償契約は国家に無限大の債務を負わせることになるのでこの条項に基づいた契約は，

国会の議決を経ていないことにより憲法 85 条に違犯し違憲である。

予防接種法 29 条は憲法 85 条に違犯し違憲であり、この予防接種法 29 条の一切の適用は否定される。

(イ) 契約の無効性

行政契約の有効性については最判・平成 20 年・1・18 日民集 62 卷 1 号 1 頁によれば、公法上の裁量権の逸脱であり、直接国民の権利義務を侵害することは要件とはされていない。予防接種法 9 条により努力義務に該当するとされた本件ワクチンにおいては「これらの予防接種を受けるよう努めなければならない」と規定されていること、さらにワクチンパスポート政策も行われたことから本件ワクチン供給は国民の権利・義務に大きな影響力を持ったものであることを考慮にいれなければならず（特定法人 A がヨーロッパ議会でワクチンの感染予防効果を調査していないことが証言されているので感染予防を前提とした政策は違法である）、有効性・安全性の調査義務違反を犯している契約については適正な手続き（憲法 31 条）・説明責任・行政の国民に対する信義則上の責任の違犯、感染予防効果がないのにワクチンパスポート政策を行った差別政策による法の下での平等の侵害などの憲法違犯により行政の全体的手続きにおいて直接に国民の権利義務を侵害している。

それとは別にしてもさらに、（最判・平成 20 年・1・18 日民集 62 卷 1 号 1 頁）判決において判示されている通り、本件においても憲法上の国民の権利への政策上の権利義務侵害は違法な行政の裁量権の行使であり、契約は無効となる。客観的な結果として死者・重篤者報告が出ているのに、それを厚労省ホームページのわかりづらいところに掲示して隠蔽し国民に虚偽の安全性を誤信させ、薬機法上の特例承認取り消し・緊急停止命令を客観的な死亡・重篤報告から明白にすべきことがわかるのにそれを不行使とし続けることは薬機法上 1 条の安全性の確保の行政法規に反する厚労大臣の裁量権の濫用・逸脱であり、札幌地判昭和 54. 5. 10 において「医薬品の安全性を確保すべき厚生大臣の責務は法律上の義務」としていること、東京地裁昭和 53 年 8 月 3 日において承認の取消しの不行使は「作為義務違反により違法となる」としていることから、本件特定法人 A ワクチンの厚労大臣の薬機法上の特例承認の不行使は明確な死者・重篤者報告があることの危険性があるのに権限を行使しない作為義務違反による違法がある。

薬機法 1 条の安全性の確保の違法は憲法 25 条の侵害であり、（最判・平成 20 年・1・18 日民集 62 卷 1 号 1 頁）において私法上違法となる。（スモン訴訟東京地裁昭和 53 年 8 月 3 日「薬事

法は、憲法22条（職業選択の自由）のみならず25条（公衆衛生の向上及び増進）の条規をも指導原理とする、医薬品の安全性確保のための法律として解釈適用されることを要する）」

公法上の権限濫用・逸脱による無効は別にして私法上の本件契約は私法上も無効である。薬機法において、客観的にわかる死亡・重篤報告を無視する厚労大臣による監督上の権限逸脱・濫用があることを問題にしないで合法だと判断するにしても（審査請求人は合法的運用である判断は薬機法1条の安全性の確保という強行規定に反しできないと主張するが）、契約において生命の侵害がなかったかは値段・キャンセル・在庫・薬剤の内容物調査義務などの契約書全体の総合的評価により定まり、薬機法とは別の法的な生命の侵害を防ぐ義務を持つ。そして、その義務に反すれば強行規定違反により公序良俗・信義則に反し契約は私法上においても無効である。

すでに、死者・重篤者を多数出している契約対象の内容物について、何ら調査がされていないということは、契約の保護義務である生命を侵害しない義務に違反し、公序良俗、信義則に違反する。さらには内容物調査に不協力であるということは、契約内容がどのようなものであれ、刑法上の業務上過失致傷、過失致死、傷害、殺人の成立の根拠になる。このような無効な契約である本件供給契約は情報公開法の不開示情報に該当しないので（5条2号イの法人の正当な利益と5条6号の適正な業務の不開示情報該当性が否定される）、情報公開法1条の国民主権の理念に基づいて、国民の生命を守るため開示されなければならない。

(ウ) 憲法85条を侵害する予防接種法は違憲であり、財政の憲法秩序を侵害する権限逸脱・濫用により、本件供給契約は私法上無効となる。

憲法85条は「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。」と規定している。

この点に関して美濃部達吉東京帝国大学名誉教授は新憲法逐条解説（1947年）において「国の債務の負担は年度内は予算議決。翌年度までまたぐものは別の国会議決がいる。」（要旨）と述べている。ワクチンの免責契約は複数年にわたるので憲法上国会の議決を要することになる。さらに、ワクチンの被害は不確定で、国民の被害の報告が積み上がれば無限大に債務を国が負うことになり国会の議決を経ない場合憲法違反となる。

「第203回国会 参議院 予算委員会 第2号 令和2年11月6日」において菅総理が、「「ワクチンの確保に向けてから、公明党からの御提言も踏まえて、本年九月八日に約六千七百億円の予

備費使用について閣議決定をいたしました。また、損失補償契約を可能とするための予防接種法の改正案を今国会に提出したところです。これらの措置は、世界にワクチン供給が逼迫する中で、企業と契約交渉を行うに当たって必要不可欠なものである、このように認識をしております。また、海外ワクチンについては、既に大規模に投与する第三相の試験を実施しているというふうに承知しています。我が国も、開発をリードする製薬会社三社から合計で二億九千万回分の供給を受けることについて合意に至っています。引き続き、最終契約に向けた協議を進め、安全性、有効性の確認を最優先に、来年の前半までに全ての国民に提供できる数量を確保する予定であります。

政権発足に際して、公明党との間で連立政権合意、取り交わさせていただきましたが、ここにも盛り込まれている各事項について、公明党の御意見も踏まえ、与党としっかり調整した上で、その実現に向けて強力に取り組を進めていきたいと思っております。」と述べていて、「損失補償契約を可能とするための予防接種法の改正」について述べている。

それを受けて予防接種法の損失保証条項は、  
(損失補償契約)

第二十九条 政府は、次の各号に掲げる疾病に係るワクチンについて、世界的規模で需給が著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、それぞれ当該各号に定める期間を限り、次項又は第三項の規定による閣議の決定をし、かつ、第四項の規定による国会の承認を得た上で、厚生労働大臣が当該疾病に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該疾病に係るワクチン製造販売業者又はそれ以外の当該疾病に係るワクチンの開発若しくは製造に係る者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約（以下この項及び次項において「損失補償契約」という。）を締結することができる。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該損失補償契約（第四項の規定による国会の承認を受けることをその効力の発生の条件とするものに限る。）を締結することができる」と規定されている。

しかし、「緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当

該損失補償契約を締結することができる。」とし、国会の承認を得ないで緊急事態において製薬会社との無限大にわたる可能性のある損失補償契約を国会の議決なく締結しうる事は、憲法に違反している。

まず、憲法は国家的緊急事態を規定していないので、緊急事態の条項は憲法の条文の効力を失わせる根拠にならない。（「明治憲法は緊急事態に関する若干の規定を設けていたが（8条の緊急命令の権、14条の戒厳宣告の権、31条の非常大権など）、日本国憲法には、国家緊急権の規定はない」芦部信喜「憲法第七版」）

そして、憲法の下位法である予防接種法が憲法を破ることはできない。

以上より憲法85条に反する予防接種法29条は違憲であり、この法規に基づいた契約は財政法憲法に反することにより、（最判・平成20年・1・18日民集62巻1号1頁）「市の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり、本件委託契約を無効としなければ地方自治法2条14項、地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるという場合には、本件委託契約は私法上無効になる」の判決により財政的な違法が憲法85条に反していることにより憲法侵害にかかる裁量権の著しい濫用があり本件供給契約は無効となる。

## 第二部 第一部での審査請求人の主張をふまえての諮問庁への反論

ア 諮問庁の法5条2号イ該当性についての主張は下記のとおりである。

「（2）不開示情報該当性について

ア 法5条2号イ該当性について

厚生労働省と特定法人との間で締結された契約書には、厚生労働省と特定法人の契約内容が示されている。秘密保持契約を締結している中、これを公にすると、当該法人の新型コロナワクチン供給能力や交渉に関する企業戦略、合意可能な内容を競合の製薬会社や交渉相手である他国を含む他の者に公開することとなるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。」

法5条2号イの該当性の諮問庁の主張への反論（今までの審査請求人の論述をふまえて）

情報公開法において機密は5条2号ロで保護されている。

秘密保持契約は5条2号イが保護する情報ではない。

宇賀克也は「新・情報公開法逐条解説」P. 72において「行政情

報公開法は不開示情報以外の開示を義務付けている。行政機関情報公開法上、開示を義務づけられている情報は、そもそも実質秘には該当しないとも考えられるが、実質秘に該当するか否かを問わず行政機関情報公開法上の義務として開示することは、国家公務員法100条1項等に言う漏洩行為には当たらず、守秘義務違反にはならないと言うべきだろう。」としている。

「行政情報公開法は不開示情報以外の開示を義務付けている。」のであり、情報公開法の開示情報の条文中に該当しなければ開示する義務がある。機密は情報公開法においては「行政機関情報公開法上の義務として開示することは、国家公務員法100条1項等に言う漏洩行為には当たらず、守秘義務違反にはならないと言うべきだろう」という機密保持の問題である。情報公開法において機密は5条2号ロで保護されているのであり、機密を保持するためには5条2号ロにおける規定の要件を満たし、不開示決定の理由においてそのことを記載する必要がある。

本件不開示決定の理由記載には「厚生労働省と個別の企業との契約した内容の詳細が記録されており、公にすることにより、当該法人等の地位その他の正当な利益を害する恐れがあるもの、また、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の交渉に係る事務に関し、厚生労働省の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり、法第5条2号イ及び第6号ロに該当するため、不開示とした。」と書かれている。

情報公開法において秘密契約などの機密は5条2号ロにおいて不開示情報とされるのであり、その理由付記がなく、さらに審査請求において秘密契約を理由にすることは（最一小判平成4年12月10日）の判決により本件供給契約の不開示における理由の不記載は、異議申立てにおいて審査請求人が異議を唱えることが諮問庁の記載した理由以上の主張を要求されることになり違法である。

（最一小判平成4年12月10日）の判決「これを本件についてみるに、被上告人によって前示のとおり特定された本件文書の種類、性質等を考慮しても、本件付記理由によっては、いかなる根拠により同号所定の非開示事由のどれに該当するとして本件非開示決定がされたのかを、被上告人において知ることができないものといわざるを得ない。そうであるとすれば、単に「東京都公文書の開示等に関する条例第九条第八号に該当」と付記されたにすぎない本件非開示決定の通知書は、本条例七条四項の定める理由付記の要件を欠くものというほかはない」とし、理由の付記が不十分である場合は違法であるとしている。5条2号イの主張において5条2号ロの主張をすることは判決の

趣旨に従い違法である。

情報公開法5条2号ロについて宇賀克也は「新・情報公開法逐条解説」P. 102において「行政機関情報公開法は、特に法人等に関する情報につき非公開約束情報を設けている。」「将来の協力が得られなくなり事務または事業に支障を生じるおそれ」を保護する非公開約束を守るものだとされ、諮問庁の主張は、5条2号イにおいて5条2号ロを主張している違法である。

さらに宇賀はP. 103において非公開約束が公序良俗に反して無効な場合は、公開が緊急避難として認められる場合は公開も認められ、損害賠償も負わないとされており、本件供給契約が死者1782人、重篤者22,453人、小児死亡報告3人、重篤報告小児176人、乳幼児重篤9人にも上ることにより、民法上の契約の生命を侵害しない保護義務と公序良俗、薬機法1条の安全性の確保の違犯、憲法上の生存権の侵害（厚生労働大臣の特例承認取消しの権限逸脱）により本件の非公開約束はたとえ5条2号ロによる諮問庁の主張でも公開されなければならない。

さらにすでに、アメリカとアルゼンチンの価格は公表されている。  
(第208回国会 衆議院 決算行政監視委員会 第3号 令和4年4月18日)

篠原委員「ただ、海外を見れば、例えば、特定法人は一接種当たり十二ドルだったとアルゼンチンも公表していますし、アメリカ合衆国に至っては、特定法人のホームページで、一回の接種、十九・五ドルだったということがあって、値段もそれぞれまちまち、別々であり、今言った巨額の予備費からワクチンを日本も契約をして、そして今打っているという状態がありますので、やはりこれは財政民主主義上もしっかりと明らかにされなければいけないというのは、これは当たり前の話だというふうに思います」

同国会で後藤大臣は「一方で、今委員から御指摘のあったように、ワクチンに対する国民の関心は高く、情報公開の重要性も十分認識をいたしております。一定期間経過後に公開できるよう努力すべきという御指摘を受け止めて、将来的にどの範囲の情報を公表することができるかにつきましては、引き続き、企業との間でコミュニケーションを重ね、可能な限りの情報公開に努めてまいりたいと思います。」としており、公開についてはする予定であるのであり、法人の利益はいずれ消滅する予定であり、情報公開法の規定に従い5条2号イは非公開情報を守らないことにより公開しなければならない。

さらに諮問庁は「厚生労働省と個別の企業との契約した内容の詳細が記録されており、公にすることにより、当該法人等の地位その他の

正当な利益を害する恐れがあるもの、また、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の交渉に係る事務に関し、厚生労働省の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり、法第5条2号イ及び第6号ロに該当するため、不開示とした。」との理由記載で5条2号ただし書の非該当性を記載していない。これは本件ワクチンにより多数の死者重篤者が生じていない事を比較衡量していないことになり違法な判断である。5条2号イに該当したとしても5条2号ただし書において不開示情報該当性は否定されるのであり、5条2号但し書の法人の利益と国民の生命の利益衡量の結果が書かれていなければ、条文の適用理由がわからず異議申立てにも不利益を被るのであり、理由の記載が不十分である。仮に裁量で5条2号ただし書の比較衡量にいていないとすれば裁量を逸脱した違法である日光太郎杉事件（東京高判昭和48.7.13行集24巻6=7号）で「本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽すべき考慮を尽さず、または本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し、これらのことにより同控訴人のこの点に関する判断が左右されたものと認められる場合には」裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあるものとして、違法となることを判示した。

さらに、「行政法」（櫻井・橋本）P. 118は（前掲）、「判断形成過程における考慮要素を抽出し、その重み付けにまで踏み込んで審査する手法は、多様な法的利害の総合的調整が求められる行政決定について、裁量に対する審査密度を高めるものである。」とし、学校施設の目的外使用不許可処分の違法性が争われた事例において（最判平成18・2・7）「重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる」という判例を引用し、「社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」という裁量権の逸脱・濫用に係る審査（社会通念審査）を審査する、「①重視すべきでない考慮要素の重視（他慮考慮）、②考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠くこと（評価の明白な合理性欠如）、③当然考慮すべき事項を十分に考慮しないこと（考慮不尽）」という三つの要件を上げる。（「行政法」（櫻井・橋本）P. 119）

①重視すべきでない考慮要素の重視（他慮考慮）とは5条2号イにおいて非公開約束の不開示という5条2号ロで主張されるべき事項を主張し、②考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠くこと（評価の明白な合理性欠如）とは、ワクチンの有効性と安全性を厚労

省データ改ざん・心筋炎問題があるのに過度に見積りこと、③当然考慮すべき事項を十分に考慮しないこと（考慮不尽）とはワクチン接種後死亡の多数の死者・重篤者を考慮事項にいれず5条2号ただし書の利益衡量をしなかったことである。

5条2号ただし書の不記載は重大な理由の不記載で違法であり、本件供給契約不開示決定は取り消されなければならない。

「以上より、本件対象文書は、その全部が法5条2号イに該当する。」

諮問庁は上記述べるが、以上より上記諮問庁の主張は違法であり、本件文書はすべて開示されなければならない。

イ 諮問庁の法5条6号該当性についての主張は下記のとおりである。

「イ 法5条6号ロ該当性について

厚生労働省と特定法人との間で締結された契約の内容については、特定法人から機密扱いを求められているものであり、秘密保持契約を締結している中、この契約書を公にすることで、特定法人との間で締結されているワクチン供給に関する合意が破棄され、本邦へのワクチン供給がなされなくなるおそれがある。更に、ワクチン供給に関する交渉の国の交渉方針（国として許容可能な契約条件を含むが、これに限られない。）を他の製薬会社その他の各種メーカーに類推させ、国が、既存及び今後のワクチンその他の物資の調達交渉において著しく不利になるおそれが生じる。したがって、契約及び交渉に係る事務に関し、国の当事者としての財産上の利益又は地位を不当に害することになることは明らかである。

以上より、本件対象行政文書は、その全部が法5条6号ロに該当する。」

諮問庁の法5条6号の該当性の主張に対する審査請求人の反論

内閣府情報公開審査会答申平成16・2・20（平成15年度（行情）第617号）において「法5条6号は、同条2号と異なり、人の生命、健康等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を明示的に不開示情報から除外してはいないが、これは、行政機関の事務又は事業は公益に適合するように行わなければならない、公にすることによって生ずる「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、人の生命、健康等を保護する必要性その他の公益的開示の必要性を考量した上で判断されることになるからである。すなわち、同条6号にいう「同号イからホまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるというためには、公にすることによる事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれの程度と、人の生命、健康等を保護するためなど公

益的な開示の必要性を比較衡量した上で、なお「適正な遂行」に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合でなければならないものである。」と述べている。

5条6号の判断においても「人の生命、健康等を保護するためなど公益的な開示の必要性を比較衡量した上で、なお「適正な遂行」に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合でなければならないものである」としている。

本件特定法人Aワクチンにおいては多数の死者重篤者が生じており、さらには厚労省において、データ改ざん、心筋炎の虚偽グラフと心筋炎の症状の虚偽公文書作成行使罪が行われており、妊婦への努力義務・小児への努力義務も判断根拠にした論文に大きな裁量逸脱が見られている。

さらに、ワクチンには感染予防効果が調査されていないことがヨーロッパ議会公聴会での特定法人Aでの証言で明らかにされたことによりワクチンパスポート政策を行おうとした政府は有効性・安全性を偽り過度に国民に接種をさせた薬機法1条有効性・安全性の確保に反する違法業務を行った。

これらの明確な違法業務を利益衡量すれば本件供給契約に基づいた接種事業は生命の危険があることにより5条6号の適正な事業性が否定される。

コロナのオミクロンによる弱毒化、特定医薬品B、特定医薬品C廃棄による需要の低下による供給過多は明確である。

さらにこれらの危険性を隠すため審査請求人の別件情報開示を情報開示請求10条の期間を半年におよび過ぎた情報開示で原告に通知した。これは、河野大臣へ日本でのワクチンの副反応報告を厚労省から報告したかを開示する文書であり、重要性が高い文書で違法な期間を過ぎた隠蔽は薬害の隠蔽を意味する。国民の生命の危険を顧みず情報を隠蔽し続けている証拠である。

諮問庁の審査基準では

『「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定又は趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。』とされている。

すでに、特定医薬品B多量破棄、特定医薬品Cを多量キャンセルしていることでワクチンの調達・供給の必要性は低くなっており、契約書の開示が今後の契約及び交渉の業務に支障を来たす恐れは名目的なものであり、「おそれ」も法的保護に値する蓋然性に低い。

本件特定法人Aワクチンにおいては多数の死者重篤者が生じていることが主な開示の理由であり、他のワクチン製造メーカーにおいて有効性・安全性が高ければ契約書の開示は起こり得ず、諮問庁の他のワクチンメーカーへの業務支障のおそれは法的保護に値する蓋然性がなく妥当でない。

特定医薬品B多量破棄、特定医薬品Cを多量キャンセルされていることにより、ワクチン供給は過多に陥っており、供給がされなくなるおそれは法的保護に値する蓋然性に低い。

特定法人Aの死者重篤者が5条2号ただし書、5条6号適正な業務で国民の生命を守るための開示の必要性を起しているのであり、他のワクチンメーカーが同じような開示が起こることは審査請求人の理由と主張では起こらない。

さらに秘密契約の主張は業務の影響との比較衡量で判断するところ、多数の死者重篤者を出しているワクチン業務においては、宇賀はP.103において非公開約束が公序良俗に反して無効な場合は、公開が緊急避難として認められる場合は公開も認められ、損害賠償も負わないとされていることにより、5条6号にも法の一般原則は適用され、秘密契約による不開示事由の主張は否定され開示しなければならない。

さらに予防接種法29条の製薬会社の免責規定が憲法85条違反であり、この契約に基づいた国の業務は適正な業務ではない。

以上より、諮問庁の法5条6号の該当性の主張は妥当ではなく、本件契約書はすべて開示されなければならない。

ウ 諮問庁のニュルンベルク綱領の該当性についての主張は下記のとおりである。

「(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において、種々主張し、本件対象行政文書の内容を開示しないことは国民に対する侵害である旨を主張するが、本件対象行政文書の不開示情報該当性については上記(2)で述べたとおりである。

イ また、審査請求人は「治験中のワクチンを使っているのであるから、日本国の厚生労働省はニュルンベルク綱領に従わなければならない。」としている。しかし、当該綱領は人間を被験者とする研究に関する倫理原則であり、法的拘束力を持つものではない。ワクチン供給に関する契約内容について

は、契約の相手方である特定法人から機密扱いを求められており、これに反して公にすることで本邦へのワクチン供給がなされなくなるおそれがあることについては、上記（２）で述べたとおりである。」

上記諮問庁の主張に対する反論

(ア) アについて

諮問庁の不開示情報該当性についての反論は上記に述べたとおりである。

諮問庁は国民に対する侵害を否定するようだが、（それがワクチンによる死者・重篤者を情報公開法上の比較衡量の要素として扱わない諮問庁の判断基準であり違法であるが）多数の死者・重篤者を出しながら製造方法や内容物の調査もされないワクチンの被害が秘密契約に基づいているとしたら、明確に国民の生命を侵害している。

宇賀はP. 103において非公開約束が公序良俗に反して無効な場合は、公開が緊急避難として認められる場合は公開も認められ、損害賠償も負わないとされている。情報公開法においても法の一般原則は重視されなければならない。

(イ) ニュルンベルク綱領について

A 名古屋地裁のニュルンベルク判決によりニュルンベルク綱領違反は権利侵害であり違法である。

（名古屋地裁 平5（ワ）2218号 平成12・3・24判決 判例時報1733号）

「人間を対象とする生物医学研究における専門職業規範としてのヘルシンキ宣言（1964年 75年東京，83年ヴェニス，89年ホンコン改訂）は強制収容所での悲惨な体験を告発する医師裁判の成果たる判決理由の中から生まれたニュルンベルク原則（1947年）をふまえて基本原則を定めている。同宣言基本原則九は人間についてのいかなる研究においても、被験者のそれぞれの候補者は、その研究の目的、方法、予期される利益、研究がもたらすかもしれない危険性及び不快について十分に知らされていなければならない」として、「治療薬の使用が実験であり効果も安全性も危険性もいまだ十分確認されていないこと」を理解させることが治験には必要であるとする。

さらに、データ捏造と改ざんについて同判例は、

「臨床試験データの科学性信頼性を確保するためにデータに捏造改ざんがあってはならないことは言うまでもない」としてデータに改ざんがあることにより人権侵害になると結論する。

国家が行えばこれは憲法13条の幸福追求権を基礎とする自己

決定権，生命の権利，幸福追求権の侵害により憲法上違法な行為となる。

ニュルンベルク綱領は，倫理規定にとどまらず，治験性を知らせないということと，データの改ざんという2つの要件によって，権利侵害としての違法性を帯びるのが判例で示されている。

この医療情報の共有という点に関しては，薬害AIDS訴訟（最高裁平成17（あ）947号平成20年3月3日最高裁判所第二小法廷）において厚労省職員には「厚生大臣を補佐して，薬品による危害の防止という薬務行政を一体的に遂行すべき立場にあったのであるから，被告人には，必要に応じて他の部局等と協議して所要の措置を採ることを促すことを含め，薬務行政上必要かつ十分な対応を図るべき義務があったことも明らかであり，かつ，原判断指摘のような措置を採ることを不可能又は困難とするような重大な法律上又は事実上の支障も認められないのであって，本件被害者の死亡について専ら被告人の責任に帰すべきものでないことはもとよりとしても，被告人においてその責任を免れるものではない。」として犯罪の成立も肯定されているが，「必要に応じて他の部局等と協議して所要の措置を採ることを促すことを含め，薬務行政上必要かつ十分な対応を図るべき義務があったことも明らか」というところから，厚労省での「他の部局等との協議」による情報把握が違法性の根拠の一つであるととらえられている。

大塚裕史教授によれば「医療事故と刑法」P. 177で「危険情報の掌握」という視点を作為義務の根拠として挙げている。これは「情報」が製薬会社・厚労省によって独占されていることから，「他者による法益救助の可能性がほとんど奪われているところに注目する必要がある」として，「情報把握を根拠とした法益保護の効率性と行為選択の事前的保障（他者の介入の可能性の減少についての意思決定）という枠組みを採用するならば，被告人に作為義務を肯定する事も不可能ではない」としている。

ニュルンベルク綱領とは医療情報を正確に伝えない人権侵害である。

このことから厚労省のワクチン効果改ざん，心筋炎におけるワクチンのほうが安全と見せるグラフ，心筋炎の症状の虚偽公文書作成行使罪，特定法人A側の1，291の副反応がのる文書の75年の隠蔽の主張，死者重篤者が出て，内容物について知ることができない契約，それらはすべて治験である本ワクチンにおいてはデータ改ざんと同義であり，ニュルンベルク綱領に反する。

これは、医療行為を装ってはいるが、有効性・安全性を偽り、多数の死者・重篤者を出したことで、人類史上最悪の違法の構成要件に該当し、最悪の違法性を持つ人的不法・物的不法で国民を侵害した行為である。

ニュルンベルク綱領違反は名古屋地裁 平5（ワ）2218号平成12・3・24判決 判例時報1733号で違法と判示されたことにより、実体的な不法行為を構成する。実体的な不法行為性は、行政法上の訴えの利益とは議論を別にし、行政における侵害という次元の根拠としては法的な意味を持つ。

（最判・平成20年・1・18日民集62巻1号1頁）「市の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり、本件委託契約を無効としなければ地方自治法2条14項，地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるという場合には、本件委託契約は私法上無効になる」と判示しているが、ニュルンベルク綱領に反する欺瞞により、国民の憲法25条生存権（薬機法の根拠規定でもある）、憲法13条の生命の権利，幸福追求権，すべての人権の基本たる個人の生存の権利（美濃部達吉）を侵害したことにより、国の裁量には著しい逸脱が生じ契約を無効としなければこれらの憲法の規定を没却する結果となることにより本件供給契約は無効になる。

ゆえに無効である供給契約は情報公開法の不開示情報に該当しないのであり、国民主権の理念の下、本件供給契約は開示しなければならない。

B 特定法人Aの1，291の副反応報告の日本政府へ報告しなかったことは詐欺であり、公序良俗（民法90条），契約の保護義務に基づいた生命を侵害しない義務の侵害（既出，近江「契約法」）により本件供給契約は無効である。

特定法人Aは1，291の副反応を隠して日本政府に報告せず取引をし続けたことにより，日本政府への詐欺を行っている。

特定法人Aの1，291の副反応は2021年2月28日までの報告であるが，日本政府が承認の審議結果書を作成した2021年2月12日までにはかなりの量の危険性情報があったと推定される。それを，特例承認の提出資料ではないから提出しなかったとしても，民法上の公序良俗・保護義務である生命を侵害しない義務に対しての大きな侵害が見られ，民法上は強行規定違反で契約は無効になる。

さらに，2021年2月28日以降報告が明確な形で文書になっているのにそれを日本政府に伝えなかったことは民法上の違法

で言えば債務不履行，不法行為を構成する。供給契約を1，291の副反応を日本政府に告げないで契約をし続けたことは，ワクチンの安全性に関する詐術であり，我妻栄「民法総則」P. 309においても「沈黙も欺罔行為となる」として信義則を要件にするが，（近江「民法総則」P. 222）本件においては薬機法上の安全の確保の目的に背く強行規定違反であり，契約の保護義務である生命の侵害をしない義務を違法に侵害していることで信義則違反となり，1，291の副反応を日本政府に告げずに継続した特定法人Aは日本政府に安全性についての錯誤を起こさせ契約継続の給付を受けたことにより供給契約は詐欺（民法95条）により取り消すことができることになる。

このような契約は（最判・平成20年・1・18日民集62巻1号1頁）「市の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり，本件委託契約を無効としなければ地方自治法2条14項，地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるという場合には，本件委託契約は私法上無効になる」により，地方自治法2条14項は国の行為であるから憲法25条それに基づく薬機法1条の安全性の確保と薬機法68条の10副作用の報告に違反していることにより国が詐欺で取消しを行わないにしても当然無効になる。

国に対して副反応という安全性情報について詐術を行った特定法人Aは前掲名古屋地裁判決によるニュルンベルク綱領などの医学倫理規範違反であり，契約を継続することにより日本国民の自己決定権の権利と生命を侵害している。

民法95条の詐欺で取消されるべき契約は情報公開法5条2号，5条6号の不開示理由に該当せず開示しなければならない。

#### エ 結論

よって，本件供給契約不開示決定処分は，審査請求により違法を回復するため取り消され，本件供給契約は速やかに開示決定されなければならない。

#### (3) 意見書2

令和6年5月29日付の情個審第1946号の「意見書の写しの送付について」での意見書の一部である「令和6年3月18日付情個審第779号にて送付された文書」（以下略称「本件反論文書」）に対して反論する。

#### ア 付記理由の追加について

令和5年3月28日意見書の「2－(2) 特定B教授の厚労省への契約書開示における理由の記載にない5条6号イの記載が本件供給契

約にあることにおける理由記載についての平等原則違反による違憲と違法」中で述べているように、理由付記の追加は「特定B教授の厚労省への契約書開示」との関係で本件開示は憲法14条平等原則となっている。

さらに、「本件反論文書」においてP. 11で情報公開法5条2号ロが追加されているが、これは「最高裁平成8年（行ツ）第236号同11年11月19日 第二小法廷判決」の「非公開の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してそのし意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきである」という判示に従えば「恣意の抑制」と「不服申し立ての便宜」を不開示の理由付記の法的理由としているが、上記判決においては不開示理由が一つ追加される場合に「恣意の抑制」と「不服申し立ての便宜」での違法はないと判示されているところ、情報公開法5条6号と情報公開法5条2号ロの二つの不開示理由での追加を控訴人に対して行っている本件では「恣意の抑制」と「不服申し立ての便宜」の両方を侵害していることになる。

二つの理由追加は恣意的な理由付記であることが明らかであり、情報公開法9条2項、行政手続法を侵害し違法であり本件文書は開示されなければならない。

さらに、「令和6年3月18日付情個審第779号での通知にある厚生労働大臣からの意見書」の一部の「本件反論文書」において閲覧制限をかけて不開示理由の情報公開法5条2号ロの理由追加を行ったことは、審査請求人の反論をさせないように理由を追加した恣意的な運用を行っており違法な理由追加であり、本件決定は取り消されなければならない。

#### イ 本件における情報公開法5条2号ロの理由付記の違法性

情報公開法5条2号ロは、「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」としており任意での提供の機密を規定している。

「本件反論文書」のP. 11には「特定法人Aから、処分庁が機密保持義務を負うことを要請されたこと等を踏まえている。このような、契約締結過程における全ての情報について機密保持義務を負うことは、取引実務上極めて一般的である」とされているが、「取引実務上」のこ戸（原文ママ）であり、有償の契約としての情報提供が行われており、任意性はない。

従って、諮問庁が情報公開法5条2号ロを本件の不開示理由とすることは違法である。

さらに、情報公開法5条2号ロでの情報公開法5条2号ただし書の適用による生命侵害と開示される利益の利益衡量を行えないことになることで、情報公開法5条2号ロを後に追加し、閲覧制限をかけることはし意的な理由付記であり、審査請求人の情報公開法の開示される利益を侵害する。

ウ 契約書の不可分一体性は最高裁判決で否定される

(ア) 「本件反論文書」において、「本件契約書においては、本ワクチンの供給に関して特定法人Aが収受する金額、本ワクチンを供給する際の具体的方法等に係る項目やそれ以外の内容が各条項に分散しており、また、各条項は他の条項と有機的に結合又は連動し、他の条項との整合性を考慮しつつ策定されたものであって、本件契約書全体が密接不可分な一体を構成している。」などとして「契約書の密接不可分一体性」を主張しているが、「最高裁判所令和4年5月17日第三小法廷判決（集民267号53ページ）」の補足意見において、情報公開法6条の判旨であるが、「いずれも、事項的基準に加えて、「おそれ」という定性的基準を組み合わせることにより、不開示情報の範囲が必要以上に広がらないように配慮されているので、情報公開法6条2項のような特別の部分開示規定を設ける必要はないと判断されたのである。したがって、情報公開法5条6号イ所定の不開示情報該当性を判断するに当たっては、「監査、検査…に係る事務」の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無があるのはどの部分かを吟味する必要がある、異なる内容の複数の情報については個別にその情報公開法5条6号イ所定の不開示情報該当性を吟味しなければ、不開示とする範囲が必要以上に広がってしまうおそれがある。」としており、情報公開法5条各号の不開示理由のおそれを過度に広くして必要以上の不開示を行い、情報公開法5条の義務的開示を侵害する。

本件で適用されている情報公開法5条2号イの「おそれ」は「詳解情報公開法 総務省行政管理局編 平成13年2月18日発行」P. 57によれば『この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確立的な可能性ではなく、法的保護の値する蓋然性が求められる』とされ、さらに情報公開法5条6号の「おそれ」は「詳解情報公開法 総務省行政管理局編 平成13年2月18日発行」P. 78で

『「おそれ」の程度も単なる確率的なものではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される』としており、情報公開法の各条項のあてはめの「おそれ」を過度に広く解することになる「契約書の密接不

可分一体性」は違法である。

「大阪地方裁判所・令和2（行ウ）126・令和5年2月28日（以下略称「アベノマスク判決」）でマスクの値段について「本件各契約に係る布製マスクの単価金額は、公表されている情報からある程度具体的に想定することができたのであり、本件各企業の中には単価金額を明らかにしている企業もあるから、本件不開示情報を公にすることにより、本件各契約に係る布製マスクの単価金額や数量等がより詳細に明らかになるとしても、本件各企業の競争上の地位等を害する蓋然性という観点からみて大きな差があるとは考え難い。」として「国が随意契約により購入する各種物品の代金額や単価金額は、税金の使途に係る行政の説明責任の観点から、その性質上、開示の要請が高いと解されること（上記ア（オ））も併せ考慮すれば、本件不開示情報を公にすると、今後同様の事態が生じた際に本件各企業に納入する生産者等が売値をつり上げるおそれがあることを理由として情報公開法5条2号イに該当する旨（上記

（ア））をいう被告の主張は、採用することができない。」としているが、売買価格なども情報の具体的事情により開示すべき情報かを判断するのが判例であり、「第208回国会 衆議院決算行政監視委員会 第3号 令和4年4月18日」では「海外を見れば、例えば、特定法人は一接種当たり十二ドルだったとアルゼンチンも公表していますし、アメリカ合衆国に至っては、特定法人のホームページで、一回の接種、十九・五ドルだったということ」が質疑されており特定法人ワクチンの値段はすでに公表されているから開示すべきであり、不可分一体性を主張し、契約に開示にかかる審査請求人の開示される利益を侵害することは違法である。

（イ）さらに、本件においては、予防接種法29条で国会の議決を経ない憲法85条違反の契約締結を行っているが、「本件契約書全体が密接不可分な一体を構成している」と主張することは各条項が予防接種法29条で規定された損失補償契約と結びついてすべて憲法85条違反となり、本件契約は国会の議決を経て居ない憲法85条違反で開示されなければならない。

（4）「本件反論文書」のP. 11からP. 12「3 本件契約書に記載された情報は情報公開法5条6号ロに該当すること」の主張は、情報公開法5条2号ロの不開示理由に該当しない。

ア 「本件反論文書」はP. 12で「仮に、本件契約書を開示し、取引条件が公になるような事態になれば、今後、処分庁との間で本件と同様の秘匿性の高い取引に係る契約を締結する可能性のある者は、当該取引条件が開示されることをおそれ、処分庁との間で取引に係る交渉

や契約締結を行うことを避けることが予想される」と主張するが「詳解情報公開法 総務省行政管理局編 平成13年2月18日発行」

P. 57は「情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、行政機関の情報収集能力の保護は別途、第6号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる」としている。

情報公開法5条2号ロを適用することは違法であることは本意見書第一節、第2節で主張されているが、仮に情報公開・個人情報保護審査会が本件に情報公開法5条2号ロを適用するとしても、上記「本件反論書」の法的適用は違法である。

詳解情報公開法 総務省行政管理局編 平成13年2月18日発行」P. 57は「情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、行政機関の情報収集能力の保護は別途、第6号等の不開示情報の規定によって判断されることとなるからは個別の事案に応じた「情報提供者の信頼と期待を基本的に保護」を扱っており、一般的な「おそれ」を条文該当性にしていないことは情報公開法5条2号ロの文言上「おそれ」がないことより明らかである。

この個別の「情報提供者の信頼と期待を基本的に保護」という情報公開法5条2号ロの規定の趣旨からは、情報公開法5条2号ただし書の生命の侵害を引き起こしている（令和5年3月28日審査請求人意見書参照）特定法人Aとの契約は、特定法人Aにおいて感染予防効果がないことを明らかにしていなかったこと及び1, 291の有害事象の隠蔽（令和5年3月28日審査請求人意見書参照）により特定法人Aの利益は否定され、本件契約は情報公開法5条2号ロの「情報提供者の信頼と期待を基本的に保護」を行うべき特定法人Aの利益は存在しないことで開示しないことは違法である。

さらに、「詳解情報公開法 総務省行政管理局編 平成13年2月18日発行」P. 58から59で『「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の具体的事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取り扱いを意味し、当該法人等において公にしていなかったことだけでは足りない。』としておりすでに述べた通り「特定法人は一接種当たり十二ドルだったとアルゼンチンも公表していますし、アメリカ合衆国に至っては、特定法人のホームページで、一回の接種、十九・五ドルだったということ」が国会で明らかにされていることで、業界では価格を明らかにすることは通常の見取り扱いであり、本件において価格に情報公開法5条2号ロを適用することは違法である。

イ さらに、「行政機関の情報収集能力の保護は別途、第6号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる」ことから「上記の契

約交渉において、本件契約書に記載されている取引条件よりも有利な取引条件で契約しようとしても、交渉が難航することはもちろん、相手方としても、最終的に、本件契約書の取引条件よりも処分庁に有利な取引条件を契約内容として受け入れることを拒否する可能性が高い」と「本件反論文書」P. 12でしていることは情報公開法5条6号の不開示理由に該当し情報公開法5条2号ロでの不開示理由ではない。

同様に「本件反論文書」P. 12で「仮に、本件契約書を開示し、取引条件が公になるような事態になれば、今後、処分庁との間で本件と同様の秘匿性の高い取引に係る契約を締結する可能性のある者は、当該取引条件が開示されることをおそれ、処分庁との間で取引に係る交渉や契約締結を行うことを避けることが予想される。」としていることも、「行政機関の情報収集能力の保護」であり情報公開法5条2号ロの不開示理由に該当しない。

「本件反論文書」P. 12で「本件契約書を公にした場合、処分庁は、各製薬会社と本ワクチンその他のワクチンや治療薬等の供給に関する交渉を行うことが非常に困難になることから、交渉に係る事務に関し、処分庁の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。」とされているが、これは情報公開法5条6号ロでの「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」に該当し情報公開補5条2号ロの不開示理由ではないことで違法である。

ウ さらに「本件反論文書」P. 12は「上記のとおり、取引実務上、取引条件に関する機密保持契約を締結する場合、当事者間において、当該取引条件が開示されないことは、当該取引条件に係る契約を締結するための前提条件として位置づけられることが通例である。」として、取引上の機密保持契約を情報公開法5条2号ロの任意の提供の条文に当てはめるが、機密とされるものにおいても情報公開法上の不開示理由に該当しなければ「行政機関情報公開法は不開示情報以外の行政情報の開示を義務付けている」（宇賀克也「新情報公開法の逐条解説（第8版）」P. 72）ので不開示事由に当たらなければ開示しなければならない。

上記「取引実務上」とされることは、契約の締結にかかる情報であり情報公開法5条2号ロの「任意性」は否定され、情報公開法の不開示理由には該当せず開示しなければならない。

(5) 「特定法人A法務部の陳述書」における情報公開法の違法

ア 東京高裁令和5年（行コ）特定番号行政文書不開示決定取消請求控

訴事件でも、特定法人Aとの契約の不開示が争われているが、この訴訟で乙19号で陳述された特定法人Aの法務部からの主張が情報公開法上違法であることを述べる。

「日本国が、特定法人Aに対して負う秘密保持義務に反して、本件契約の内容を公にした場合、特定法人Aは、日本国に対して、契約違反の責任を問う可能性があります。」としているが、契約書の開示で契約責任が発生するということは機密の取り決めは任意ではないことで情報公開法5条2号口の規定の適用はなく諮問庁の主張は違法である。

機密であることは、機密解除で対価の発生が予定されている（契約責任は損害賠償である高い蓋然性がある）ことで、機密の解除に対価が発生することから、特定法人Aとの機密は取り決められた契約上の機密であり情報公開法5条2号口の機密には該当しない。

イ 「今後、新型コロナウイルス感染症と同様のパンデミックが生じ、特定法人Aを含むワクチン製造販売業者が開発するワクチンの供給を日本政府から求められた場合、日本国は過去に秘密保持義務に違反した国であるという事実を前提に、対応せざるを得なくなります。」とされているが、特定法人Aの利益を主張するのであればそのような取り扱いになるであろうが、特定法人Aの社員が他の製造業者（特定法人Aを含むワクチン製造販売業者としている）の事情を危惧することはただの杞憂である。

特定法人Aと日本政府の開示の主な理由は、意見書で述べたとおり、多数の死者重篤者及び1,291の有害事象隠蔽などの情報公開法5条2項ただし書の生命の危険のおそれであり、安全なワクチンを作っているメーカーとは関係がない話であり、すべてのメーカーが特定法人Aと同様の死者重篤者を出し、情報公開法5条2号ただし書、及び情報公開法5条6号での生命の危険で契約書が開示されるわけではないことから、自社のワクチンの危険性を度外視した誤った判断ではない。

ウ 「日本国は、裁判所から本件対象文書の構成（章立て等）と各章等に記載されている事項（本ワクチンの供給に関して特定法人Aが収受する金額、本件ワクチンを供給する際の具体的方法、本ワクチンの所有権の取扱い、公表されていない開発状況を踏まえた対応等）」を明らかにするよう指示を受けたとのことですが、これらの情報を国が概括的にでも明らかにすることは、特定法人Aとの契約に反するものであり、直ちに契約違反になると考えています。」としているが「契約違反」としていることで機密が契約上の義務で任意性を欠くことから情報公開法5条2号口の不開示理由に該当しない。

さらに、「日本国は、裁判所から本件対象文書の構成（章立て等）と各章等に記載されている事項（本ワクチンの供給に関して特定法人Aが収受する金額、本件ワクチンを供給する際の具体的方法、本ワクチンの所有権の取扱い、公表されていない開発状況を踏まえた対応等）」を明らかにするよう指示を受けたとのことですが、これらの情報を国が概括的にでも明らかにすることは、特定法人Aとの契約に反する」としているが、情報公開法では、情報公開法5条2号イと情報公開法5条6号の「おそれ」は上記で述べたように「法的保護に値する蓋然性」が求められるのであり、その判断を個別の条項を判断できないとして情報公開法の適用が起る前に遮断することは契約ではできない。契約は国家の法に従うのであり、機密契約で条項の判断をできないとすることは情報公開法の適用がされることを認めないものであり、この契約は民法の信義則に違反し、かつ憲法85条の国会の議決を予防接種法29条の規定により受けていないことにより、契約の内容に議決を経て居ないのに契約の内容の判断の情報公開法の適用を契約で遮断することで憲法85条、憲法21条知る権利、憲法前文の民主主義の理念及び情報公開法1条の国民主権の理念を侵害する。

情報公開法5条は義務的開示であり、情報公開法の適用を行った上で不開示理由に該当しないものは開示しなければならない。情報公開法の適用そのものを契約で阻害することはできない。

エ 多数の死者・重篤者を出しているながら、契約での機密を主張し契約責任を主張する特定法人Aは、「契約の基本原則である生命を侵害してはならない保護義務」を侵害している。

契約はこの民法上の信義則違反によって開示されなければならないのであり「日本国が、特定法人Aに対して負う秘密保持義務に反して、本件契約の内容を公にした場合、特定法人Aは、日本国に対して、契約違反の責任を問う可能性があります。」という特定法人Aの主張は契約の基本原則に反し違法であり、情報公開法5条2号但し書き及び情報公開法5条6号ただし書により開示されなければならない。

#### (6) 結び

以上より、本件契約書は開示されなければならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が説明する開示決定の理由は、理由説明書及び意見書（別紙）の記載によると、おおむね以下のとおりである。（なお、意見書の本体については、公表を行うことは適当でない旨の意見が付されていることから、その内容は記載しない。）

#### 1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、開示請求者として、令和3年8月25日付け（同月27日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定法人Aと日本政府のmRNAワクチン、特定医薬品についての契約書」（以下「本件請求文書」という。）に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が令和3年9月23日付け厚生労働省発健0923第1号により、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年11月9日付け（同月12日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

(3) 理由

ア 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、本件請求文書に関して行われたものであり、厚生労働省健康局健康課予防接種室において対象となる行政文書の探索を行った上で、「特定法人Aと締結した新型コロナウイルスワクチンの供給に関わる契約書」を本件対象文書と特定した。本件対象文書は、新型コロナウイルスのワクチンの供給に関し、特定法人Aとの間で合意し、契約した文書であり、厚生労働省と特定法人Aの契約内容が記載されているものである。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条2号イ該当性について

厚生労働省と特定法人Aとの間で締結された契約書には、厚生労働省と特定法人Aの契約内容が示されている。秘密保持契約を締結している中、これを公にすると、当該法人の新型コロナウイルスワクチン供給能力や交渉に関する企業戦略、合意可能な内容を競合の製薬会社や交渉相手である他国を含む他の者に公開することとなるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

以上より、本件対象文書は、その全部が法5条2号イに該当する。

(イ) 法5条6号ロ該当性について

厚生労働省と特定法人Aとの間で締結された契約の内容については、特定法人Aから機密扱いを求められているものであり、秘密保持契約を締結している中、この契約書を公にすることで、特定法人Aとの間で締結されているワクチン供給に関する合意が破棄され、本邦へのワクチン供給がなされなくなるおそれがある。更に、ワクチン供給に関する交渉の国の交渉方針（国として許容可能な契約条

件を含むが、これに限られない。)を他の製薬会社その他の各種メーカーに類推させ、国が、既存及び今後のワクチンその他の物資の調達交渉において著しく不利になるおそれが生じる。したがって、契約及び交渉に係る事務に関し、国の当事者としての財産上の利益又は地位を不当に害することになることは明らかである。

以上より、本件対象文書は、その全部が法5条6号ロに該当する。

#### ウ 審査請求人の主張について

(ア) 審査請求人は、審査請求書において、種々主張し、本件対象文書の内容を開示しないことは国民に対する侵害である旨を主張するが、本件対象文書の不開示情報該当性については上記イで述べたとおりである。

(イ) また、審査請求人は「治験中のワクチンを使っているのだから、日本国の厚生労働省はニュルンベルク綱領に従わなければならない。」としている。しかし、当該綱領は人間を被験者とする研究に関する倫理原則であり、法的拘束力を持つものではない。ワクチン供給に関する契約内容については、契約の相手方である特定法人Aから機密扱いを求められており、これに反して公にすることで本邦へのワクチン供給がなされなくなるおそれがあることについては、上記イで述べたとおりである。

#### (4) 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

## 2 意見書 (別紙)

### (1) 本件契約書の概要について

新型コロナウイルスワクチン (以下総称して「本ワクチン」という。)の供給について特定法人Aとの間で締結した契約書 (以下総称して「本件契約書」という。)には、本ワクチンの供給を受けるために必要な取引条件等が記載されているところ、本件契約書においては、本ワクチンの供給に関して特定法人Aが収受する金額、本ワクチンを供給する際の具体的方法等に係る項目やそれ以外の内容が各条項に分散しており、また、各条項は他の条項と有機的に結合又は連動し、他の条項との整合性を考慮しつつ策定されたものであって、本件契約書全体が密接不可分な一体を構成している。これは、企業との間での複雑な契約交渉を経て作成される契約書ではよく見られるところであり、本件契約書についても、処分庁の通常の調達契約のひな形等を用いて定型的な条件交渉等を行ったものではなく、処分庁と特定法人Aの間で本ワクチンの供給に関連する多岐の事項にわたって複雑かつ綿密な交渉を行った結果を契約書の形で文書に取りまとめたものであって、本件契約書の一部のみが

独立して意味を持つものではなく、他の箇所との兼ね合いがないし関係の中でのみ意味を有する。

(2) 本件契約書の不開示事由該当性について

ア 本件契約書に記載された情報は情報公開法5条2号イに該当すること

特定法人Aは、世界各国に本ワクチンを供給しているため、本件契約書が開示されれば、他国は、本件契約書における取引条件を把握した上で特定法人Aとの交渉に臨むであろうことが当然に予想される。その結果、特定法人Aは、他国から、本件契約書に記載された取引条件と少なくとも同条件で契約を締結するよう迫られる可能性があり、本件契約書が開示されることにより、他国との取引条件の交渉の際に不利な立場に置かれることになる。

このほか、本件契約書には、特定法人Aが迅速かつ安定的に本ワクチンを製造し、かつ、これを供給するためのノウハウに該当する可能性のある情報が記載されており、本件契約書を開示することで、特定法人Aのみが有しているノウハウが流出し、同社の競争上の優位性が失われる可能性がある。

イ 本件契約書に記載された情報は情報公開法5条2号ロに該当すること

本件契約書に係る契約交渉に際しては、初期段階から特定法人Aとの間で機密保持を負う旨を合意している。これは、当該契約交渉においては、特定法人Aにおける本ワクチンの開発状況や供給体制、供給能力、希望する契約条件等について率直な情報提供を受けることが重要であるため、かかる情報提供を処分庁から求めたところ、特定法人Aから、処分庁が機密保持義務を負うことを要請されたこと等を踏まえている。このような、契約締結過程における全ての情報について機密保持義務を負うことは、取引実務上極めて一般的である。

また、処分庁がかかる機密保持義務を負うことは、本件契約書に記載された情報が全体として特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益に関わる極めて機微な内容であること、かかる機密保持義務がなければ特定法人Aからこれらの内容に係る情報提供を受けることができず、ひいては本ワクチンの調達に深刻な遅延が生じるか、全く失敗することが必至であったこと等を踏まえれば、合理的である。

以上によれば、本件契約書は、かかる機密保持義務により、一体として公にすることを前提とせずに締結されており、かつ、かかる機密保持義務を設定することが情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるから、本件契約書に記載された情報は全体として情報公開法5条2号ロの不開示情報に該当する。

ウ 本件契約書に記載された情報は情報公開法5条6号ロに該当すること

仮に、本件契約書を公にした場合、処分庁が今後行うべき本ワクチンその他のワクチンや治療薬等の確保に係る契約交渉において、相手方は、本件契約書に記載された取引条件を把握した上で交渉に臨むことが予想される。その結果、処分庁が、上記の契約交渉において、本件契約書に記載されている取引条件よりも有利な取引条件で契約しようとしても、交渉が難航することはもちろん、相手方としても、最終的に、本件契約書の取引条件よりも処分庁に有利な取引条件を契約内容として受け入れることを拒否する可能性が高い。

また、上記のとおり、取引実務上、取引条件に関する機密保持契約を締結する場合、当事者間において、当該取引条件が開示されないことは、当該取引条件に係る契約を締結するための前提条件として位置づけられることが通例である。

そのため、仮に、本件契約書を開示し、取引条件が公になるような事態になれば、今後、処分庁との間で本件と同様の秘匿性の高い取引に係る契約を締結する可能性のある者は、当該取引条件が開示されることをおそれ、処分庁との間で取引に係る交渉や契約締結を行うことを避けることが予想される。

したがって、本件契約書を公にした場合、処分庁は、各製薬会社と本ワクチンその他のワクチンや治療薬等の供給に関する交渉を行うことが非常に困難になることから、交渉に係る事務に関し、処分庁の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                |
|---|-----------|----------------|
| ① | 令和5年2月17日 | 諮問の受理          |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受  |
| ③ | 同年3月9日    | 審議             |
| ④ | 同月29日     | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 令和6年3月13日 | 諮問庁から意見書を收受    |
| ⑥ | 令和6年4月5日  | 審議             |
| ⑦ | 同月25日     | 審議             |
| ⑧ | 同年5月24日   | 審議             |
| ⑨ | 同月31日     | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑩ | 同年8月9日    | 本件対象文書の見分及び審議  |
| ⑪ | 同月30日     | 審議             |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の全部について、法5条2号イ及び6号ロに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、法の適用条項として法5条2号ロを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、その不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、ワクチンの供給に係る特定法人Aとの契約に関して諮問庁に補足説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本ワクチンの購入に際しては、事前に秘密保持義務を設けることにより、企業からワクチン単価や開発状況等の機微な情報の提供を受けた。したがって、当該秘密保持義務は、交渉において必要があったため課せられたものである。

イ このため、本件対象文書の内容の全部又は一部を公にした場合、秘密保持義務に違反し、民法上の損害賠償請求の対象となるおそれがあるほか、将来パンデミックが発生した際に、ワクチン購入に際して日本国が交渉上不利な立場に置かれるおそれがある。

ウ 本件対象文書に設けられている秘密保持義務については、契約書の全てに及ぶと解される。また、本件対象文書の一部であっても、これを公にした場合、上記イのとおり、秘密保持義務に違反することとなるほか、契約実務に精通した者から見れば、開示された部分から、別の部分においていかなる合意がされたのかをかなりの精度で推認できるおそれがある。

エ なお、報道発表において公表している内容については、各製薬会社と個別に丁寧にコミュニケーションを行った上で、合意した内容を公表しているものである。

(2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、特定法人Aからのワクチン供給に関する契約内容が具体的に記載されているほか、諮問庁の説明するとおり、本契約書全体について秘密保持義務が課せられていることが認められる。

また、本件対象文書の内容に照らせば、報道発表において公表されている内容は、各製薬会社と個別に合意した内容を公表しているものであって、当該公表内容にかかわらず、本件対象文書の全てに秘密保持義務が及ぶとする諮問庁の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

(3) このため、諮問庁の上記第3及び上記(1)の説明並びに上記(2)を踏まえれば、本件対象文書の不開示部分を公にした場合、秘密保持契約に違反することにより、その後のワクチン確保に当たり、さらには、

将来のパンデミックの発生に際して、ワクチン購入に関して日本国が交渉上不利な立場に置かれるおそれがあるなど、処分庁が各製薬会社と本ワクチンその他のワクチンや治療薬等の供給に関する交渉を適切に行うことが困難となり、交渉に係る事務に関し、処分庁の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることは否定できない。

したがって、本件対象文書の不開示部分は、法5条6号ロに該当し、同条2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、ワクチンの危険性に関する審査請求人自身の認識等を基に、法5条2号ただし書による本件対象文書の開示を主張する。

しかし、全国民向けにワクチンを確保することが急務であった当時の状況に照らせば、秘密保持義務の存在にもかかわらず本件対象文書を開示することによって得られる、法5条2号ただし書に関する利益が、上記2により当該部分を不開示とすることによって保護される利益を上回るとは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどの長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号イ及び6号ロに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条2号イ及びロ並びに6号ロに該当することから不開示とすべきとしていることについては、同条6号ロに該当すると認められるので、同条2号イ及びロについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子